

---

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第3号)

平成24年9月5日(水曜日) 午前9時30分 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

森 淑 子  
 広 沢 真  
 安 部 俊 三  
 有 賀 光 子  
 佐々木 裕 子

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において12番舟山彰君、14番星吉郎君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

10番森淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森淑子です。大綱1点質問いたします。

**エネルギーの地産地消を。**

3. 11の大震災後、今後のエネルギーをどうするべきかについての議論が盛んになっています。東京の首相官邸前で毎週行われている脱原発金曜デモは、回を重ねるごとに参加者がふえ、同じ動きが地方都市へも広がってきています。NHKの世論調査では、原発を縮小廃止すべきだという回答が4月44%、5月57%、6月65%と月を追って増加しています。原発からの撤退がどのような流れで進んでいくかは未定ですが、現在と同規模あるいはさらに推進との意見は少数です。自然環境に恵まれ、海に面している自治体、広い土地がある自治体では、風力、波力、地熱などの再生可能エネルギー利用の取り組みが既に行われています。

利用可能な土地が狭く、都市化が進んでいる柴田町に今できることは何でしょうか。省エネ

と太陽光発電だと考えます。省エネについては、照明器具のLED化が有効です。企業から寄附されたLED電球も利用して、防犯灯を早急に交換してはいかがでしょうか。蛍光灯からLEDにかえるだけで消費電力は2分の1以下に抑えることができます。寿命も約2年から10年ないし15年に延び、維持管理経費の節減にもなります。

また、これから建設する公共施設には、太陽光発電システムを設置するよう提案いたします。太陽光発電は、これまでお金がかかり過ぎて採算がとれないと言われてきましたが、日照不足の際には保険会社が保険金を支払う制度も始まりました。太陽光や風力で起こしたエネルギーをマグネシウムの形で保存し、利用する研究も進んでいます。今後、企業の後押しを受けて普及していけば価格も下がっていくと思われまます。総合体育館、図書館、子ども総合センターなど、これから建設が予定されている施設への設置をしてはいかがでしょうか。以上、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森淑子議員、エネルギーの地産地消についてでございました。お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、電力供給が不足している現況や自然環境などを考えると、省エネ対策は大変重要なことと考えております。ご寄附をいただいたLED防犯灯につきましては、今年度より3年間みやぎ環境交付金事業を活用し、既存防犯灯のLED化に取り組んでいきます。本年度は、西住小学校区で新設38灯、蛍光灯交換117灯、合計154灯のLED化を行います。また、これまでも実施しております防犯灯電球交換の際、既存灯具の劣化状況などを調査し、寄贈された灯具への切りかえや防犯灯設置補助制度を活用して行政区が設置する際に支給品として提供するなど、本年度末で約260灯が町内の防犯灯のLEDとなります。これにより、電気料は1年間で約40万円が節電されたこととなります。しかし、既存防犯灯をLED防犯灯に切りかえるためには1灯で約4万円の費用が必要なことから、今後も計画的に寄贈された灯具を有効に活用し、既存防犯灯のLED化を進めてまいります。

また、今回の東日本大震災の反省として、公共施設における非常時の電源確保は反省点であります。そこで、全施設に設置できれば理想ですが、施設の構造や設置場所の確保などの点を考慮すれば特に多くの人が集まれる地域防災拠点としての役場庁舎、太陽の村、地域福祉センターを優先に国の公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業を活用して、平成25年度から、平成26年度に設置するように計画を進めているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、総合体育館の建設に当たっては、土地全体が防災拠点公園として整備を計画をしておりますので、非常用電源確保の点からも太陽光発電を検討しております。なお、今後建設予定される子ども総合センターなどの公共施設については、防災面の点から太陽光発電の設置は必ず検討しなければならないと認識しているところであります。

以上でございます

○議長（我妻弘国君） 森淑子さん、再質問ありますか。許します。

○10番（森 淑子君） 企業から寄附されたLED灯なんですけど、1,500個と聞いていますけれども、3年間で何個つけかえということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

平成24年度について環境税を使ったというところで154灯を1年間に設置するということになりますので、やはり町に指定されるというか、補助枠が154灯、これが3年間推移するのではないかと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 154灯で3年間というのと、大体500灯ぐらい。あと残りの1,000灯はどのような計画で。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 既存の防犯灯、約3,500灯があります。劣化とかやはり新規的な要求とか、そういうようなものに対応してまいりたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 154灯というのは、新設とつけかえと両方合わせてということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そうです。新設が38。蛍光灯の交換が117灯という形で154灯と計画をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうしますと、これから蛍光灯が劣化した場合には全てLED灯に取りかえるということで。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、今現在40ワット、20ワット、あと大きな道

路というか、太い道路によってはワット数が変わっております。今現在私のほうとして考えているのでは、40ワット以下の蛍光灯が設置されている防犯灯のところは原則LEDにしていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 宮城の環境税を利用できるのは3年間だけということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 現状では、そのような形で県の計画が動いております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうすると、残りの1,000灯は交換、蛍光灯が古くなったら交換ということですね。大体、蛍光灯の寿命が2年ぐらいと聞いていますけれども、その辺は、町内の状況はどうでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 平成23年度の蛍光灯の修繕状況なのですが、実は球切れとか自動点滅器交換で292件ほど交換しているということです。ですから、3,500の約1割近くはやはり何らかの形で手を入れなければならない。維持管理をしなければならないというのが現状です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 1割ということでしたけれども、普通蛍光灯は2年と聞いているんですが、もし2年であれば3年以内には全部交換するぐらいの数になるはずなんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、球切れと自動点滅器の交換ということで、先ほど件数をお伝えしました。実際的に2年とか3年ということ、製品によっては長もちする場合もありますので、その辺は平均的な寿命という形で認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうしますと、全部入れかわるのに何年ぐらい、長もちする蛍光灯で何年ぐらい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 大体、5年程度と認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうしますと、今ある蛍光灯を使っている防犯灯は5年以内にほとんど交換ということになりますね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほどもお答えしましたように、1灯についてLED化をするのに4万円の設備投資がかかります。それを、財源的に今回3年間は県の助成をいただいで優先的につけるとなっております。ただ、財政的な面と今後の国県の助成の動向を見ながら積極的に交換はしていきたいとは考えております。

また、実際LED化することによって電気の使用料が減額になります。その浮いた分を、もしくは新たな交換の資金として活用できるかということも今後財政課と協議をしていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 総合計画の実施計画に地域防犯対策推進事業がありまして、平成24年度と25年度に県支出金が1,201万円ずつ入っていますが、これがそのLEDの交換なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、この中に防犯実動隊とか交通指導隊の、県の補助金、別メニューで入っているものもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうしますと、県からの支出金のほかにも町からの持ち出しは今後かなり出てくるということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そのように認識しております。例えば、平成24年度の当初予算で町持ち出しで195万円ほど防犯灯の修繕ということで、今回の9月の補正においてもやはり新設という形で提案をさせていただくという形で今進めております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 新設の要望は年間何件ぐらい出ていて何件対応されているのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 昨年は、各行政区のほうから9基の要望がありました。これについては、地域の要望ということで全額町で設置はすることなく、地域と行政区の負担と町の補助という形で9基をつけさせていただきました。ことしについても、全て予定ど



おりというか、各行政での要望要求については全て網羅させて設置は進んでいるというところで現在進んでいます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今進めている地域計画との関係で今後も次々防犯灯の要望が出てくると思いますが、半々ということの条件でしたら全て対応するという事なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 防犯灯の設置については、ある程度町が優先的に設置しなければならない町道のクラス分けがあります。町道1級、2級については町が優先的に防犯灯をつける。そして、町道の3級認定については行政区の要望等で町が助成するという形で今まで進んできておりました。今後、平成25年については新たな地域計画の中において、防犯灯設置についても地域の中で優先的に使えるようなシステムを導入したいと考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今回の補正予算の中に防犯灯新設工事の分として167万1,000円計上されていますが、これも地域からの要望が出された分なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そういうことで、長年やはりなかなか要求に応えられなかったというところで、今回財政課と協議の上計上させていただきました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうすると、設置箇所は全て決まっているということなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） はい。もう、全てということで、計算、計画の中で網羅させていただいております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） LED灯は寿命が長いということはもちろんあるんですけども、10年から15年、よその自治体の資料を見ますと、10年もつというところと、15年もつというところとあるんですね。点滅灯も、横浜市なんかは15年で、しかもメンテナンスフリーで15年いくという計画のもとに防犯灯設置計画を立てているんですけども、町としてはどうなんですか。15年メンテナンスフリーでもつとしたらかなりの節約になると思うんですけども、現在のLEDの状況、商品によっても違うと思うんですが、企業から寄附された1,500

灯についてはいかがなものでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 企業から寄附していただいたLEDについては、製品の仕様を見ますと9年間は使えるという、ただ実際的にはこの9年間というものは、今を100の照度とすれば70%に落ちるとというのが9年後だということです。ですから、全て消滅するというのではなくて、照度的に衰えるというのが9年後と、こういうような理解をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） LED灯の利点としては消費電力が少ないのと寿命が長い。そのほかに、CO<sub>2</sub>の排出量が3分の2になるとか、そのほかに紫外線が少ないので虫が寄りつきにくい。したがって汚れにくくいつまでも明るい。割れる危険がない。照度の低下スピードが遅いなども利点として挙げられているんですが、やはりメーカーによってかなりの差があるということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） やはり、技術力というか、企業力というか、その辺は仕様書を見ますと差はあるとは認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） では、そのいただいたものなんですが、歩行者のための屋外公共照明基準というものがあるんですが、それには合致しているものですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然、そういうような形で、やはり今回いただいたものについては実はある企業、大和ハウスのほうで被災県、被災地支援ということで、岩手、福島、宮城に約3万灯、3万基分の助成、寄附をするという計画の中で始まった事業です。当然、被災地優先というところで街灯などで設置しておりますので、当然その要件は満たしているとは認識はしておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 寄附されたものなので、それほど品物としては高級なものではないかもしれないということでしょうか。寄附いただいた、くださった方にはちょっと失礼なのかなと思いますが、15年もったり、9年だったりということでは商品の違いというものがあるように思いますが、どうでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的に、今回1基について1万5,000円の購入価格のLEDです。ですから、現在町で交換する蛍光灯40ワット、同じレベルでやると2,100円の蛍光灯なんです。ですから、2,100円の電球とLED本体で1万5,000円ということで、やはり7倍以上の高価なもの、製品的には考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 現在の防犯灯、3,500のうち、今回いただいたものが1,500で、残りの2,000は自前で買うことになると思いますが、その際は先ほど言った寿命が15年と出しているところが何か所かありまして、横浜市もそうなんです。横浜市の場合は灯具、光源、自動点滅器は全て15年以上の耐用年数として、しかもメンテナンスフリーということを目指しているということなのです。今回いただいた1,500は順次使っていただいて、やはり新しく自前で買うときには製品の品質のいいもの、買うときには多少高くても品質のいいもので15年もたせることができればかなりの節約になるのではないかと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

太陽光発電のほうに移ります。庁舎、太陽の村、福祉センターを平成25年、26年の2カ年で設置ということですが、この庁舎の場合はどこにつける予定ですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、役場庁舎を一通り見せていただきました。というか、企業の方にどの場所で最高の設置した場合の蓄電力があるかというところで、実際町のほうとしては保健センターが有力かなということで、企業のほうに審査をお願いしたんですが、やはり光源的にというか、電力的には面積が小さいということを言われております。その辺について駐車場になるか、まず建物の屋上優先には検討しますが、これからという段階で進んでおります。とにかく、光というか太陽光の動きによって、建物の屋根の形によってその辺が変わってくるということと、平場の面積がどれくらいあるかということで設置面積が変わってくるものですから、我々の要求するというか、求める蓄電力がそれに満たさないということも想定できるということでの話は聞いておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 庁舎の場合もそうなんですけど、災害時に備えてということもあると思うので、蓄電器も一緒に備えるということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そのような形で、太陽光パネル自体が多く設置できないということなものですから、蓄電力というか、電池のほうに蓄えるという方式を今回庁舎の場合は検討したいというふうには考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 庁舎のどの程度の電力が、全部賄えるかどうかなんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 想定しているのは、40キロと言われる蓄電池になりますので、40キロというのは40キロボルトアンペア/hですので、停電時間が8時間ぐらいに及ぶとすると、その5分の1になりますので5キロぐらい使う。通常1回路が2キロですので、2回路、3回路ぐらいが8時間使えるという容量になります。

考えているのは、照明と電話なりの通信機器、これを途絶えさせてはいけないと考えております。ですから、冷暖房から何から何まで賄えるということではなくて、ほぼ1日分の緊急分の電力として使いたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 実は、我が家で5月に太陽光、築30年の家なんですけれども、太陽光パネルを取りつけました。うちは、ほとんど冷房を使わないものですから、かなりの収入になるんですね。かなりというのは、まだ始まったばかりなんですけれども、6月6日から7月4日の間314キロワット/時で1万3,000円ちょっと収入がありました。使用電気も電気代も1カ月、ガスからIHに移したこともあって4,000円ぐらい安くなっているんで、1万7,000円ぐらい安くなっています。

町の施設の場合は、エアコンが入るということではなかなか厳しいかなと思うんですけれども、思った以上に太陽光発電というのはすごいものだなというのを今実感しているところです。まず一番は、お金のことよりも、あるんですけれども、今何ワット発電していて使用量がどのくらいで差が、売電はどのくらいというのがパネルに全部出るんですよね。日中ずっと動いています。夜はとまるんですけれども、日中出かけている間もせっせと働いてくれているので本当にありがたい、太陽の光というのはありがたいものだということを今実感しているところです。経費はかなりかかると思うんですけれども、経費以上にエネルギー問題に対する思いといいますか、環境に対する考え方が大きく変わってくるなというのを今実感しているところです。

中学校にも太陽光パネルを少しですが、槻木中ですか、つけるという話を聞きましたけれど

も、そちらはどの程度のものをつける予定でしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 済みません。19.5キロワットでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 19.5といいますと、やはり中学校はエアコンがないですね。そうしますと照明と、19.5あると大体は間に合うということですか。パソコンとか光源は賄えるような量なんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 全て賄える容量ではございませんでして、照明とかそういう校舎内の一部ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 町では個人の住宅への補助金なんかは考えていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 舟山議員にもお答えしましたように、今のところ国県の助成金の啓発に努めたいというところです。実は、ことしから買い取り制度ができました。現実的には、今まで個人負担で設置費が200万円、300万円という高額なんですけど、買い取り制度ができたために実は一つのビジネスという形で動いております。というのは、10年間実際に発電能力の何割かを優先的に企業で買い取りしますよと。10年間の中でその設備投資を企業で負担をする。個人は一律に1回だけ8万円とか、その金額だけで設置します、できますと、こういう新しいビジネスも出てきているものですから、あわせて町独自で補助金までという、ともかく今、世の中が再生エネルギーということでいろんな制度が動いておりますので、とりあえず国県の補助金を優先的に、その動向を見ているということもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 個人の場合にはもちろんあるんですが、自治体が設置した場合でも買い取り制度というのは同じ金額であるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には公共団体においてはその買い取り制度は契約はできません。あくまでも商業ベースというか、営業でやるという法人であればできるというふうにはなっておりました。あくまでも、公共機関というか自治体においては自分のところの自家消費という位置づけで今補助を国からいただくという制度になっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） じゃあ、補助金をいただくということで、買い取り制度には入れないと。もし、買い取り制度に入れたら柴田町も随分いいんじゃないかと思ったんですが、それはちょっと残念です。ただ、先ほどの答弁ですと、私は新しく施設をつくることだけを考えておりましたが、既設の太陽の村や福祉センターにもつける予定であるということで、私の質問の目的は達成できたのかなと考えています。

私、一つの特定のエネルギーだけを特化してみんなでやろうという考え方にはちょっと賛成はしていないんです。性格的にもいろいろなものを利用して太陽光だったら太陽光でないとだめ、自然エネルギーだったら自然エネルギーでないとだめという考えではなくて、ただし原発には反対なんです。原発の場合には余りにもリスクが大き過ぎます。国とプルトニウムをめぐるきな臭い話ですとか、利権とか、毎日大量に排出される核のごみとか現場で働いている人たちの被曝の問題を考えるとどうしても賛成できないんですが、火力発電、かなり今は昔と違いまして石炭を粉末状にしてガス状にして燃やしているということで、窒素酸化物も分解して排出でCO<sub>2</sub>が出ないようにするシステムも今開発中ということなので、いろいろなエネルギーを使って電気を起こす方向に私はくみしているわけです。

町が今回いろんな施設に太陽光をつけるということで、私としては新設だけではなくて既設の建物にもつける予定であるということで満足したというところですよ。

町がそういう方向に取り組むということは、住民に対しても大きな影響がありますので、積極的に今後も進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

これにて、10番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、7番広沢真君、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢真です。大綱2問、お伺いします。

1つ目、東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金、介護保険利用料、保険料の免除措置について。

東日本大震災以降、医療費の一部負担金や介護保険の利用料と保険料の免除措置を国の特例措置として行ってきましたが、9月で期限が切れます。柴田町議会でも去る6月議会で10月1日以降も免除の継続を求める意見書を全会一致で採択し、また他の多くの自治体からも意見書が提出されています。

厚生労働省は、各自治体の災害減免の仕組みを活用することを言っています。柴田町では、対象となる人は決して多くはありませんが、町としてどう考えているか伺います。

1) 柴田町で対象となる人数は。

2) どのように対策をとるか。

大綱2問目、**災害の被害に対する対策を。**

今年度は、台風4号初め風水害が相次いでいます。私は自然災害の対策について以前から議会で取り上げてきました。特に、水害対策に重点を置いてきましたが、それ以外の災害でも住宅などに被害が出ています。災害全般に対応する対策が必要であると考えます。また、被災者の救済制度について国の被災者再建支援制度を拡充の動きもありますが、それでも十分網羅されるに至っていません。町独自の取り組みが必要と考えます。以前にも取り上げていますが、災害被害に対する救済策について伺います。

1) 災害が生ずる幾つかの地域について調査委託した案件の進捗状況は。

2) 災害の被害に町として救済策の考え方は。

以上お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、大綱2点ございました。

まず、医療費等の一部負担、介護保険料の免除措置等でございます。柴田町で対象となる人数ですが、国の特例措置の要件に該当する被保険者数は平成24年8月24日現在、国民健康保険では265人、後期高齢者医療保険では145人、介護保険利用者負担では41人、介護保険料減免対象者では241人となっています。

どのような対策をとるかについてですが、東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置及び保険料の減免措置等に対する財政支援については、当初は平成24年2月末までの期限となっていました。その後、東京電力福島第一原子力発電所事故の避難指示等対象地域のみ平成25年2月末まで財政支援が延長され、それ以外の被災地域は平成24年9月末まで財政支援が延長されました。しかし、本年7月厚生労働省と総務省では国による財政支援を見直し、原発事故の避難指示等対象地域以外の被災地域については国の規定に該当すれば最大8割までの財政支援をすることとし、10月以降の一部負担金や利用者負担、保険料の減免については各保険者の判断によるものとなりました。

これを受け、町としての本年10月以降の支援について宮城県及び県内自治体また宮城県後期

高齢者医療広域連合との協議検討の結果、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における医療費の一部負担金免除及び介護保険利用者負担の免除については平成24年度末まで、来年3月31日まで継続支援を行うことといたしました。減免の内容は現在の国の特例措置と同じ水準とするものであります。

また、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免につきましては、同一事由により市町村民税で減免していることが国の財政支援の要件となっており、当町は該当外により実施しないことといたしました。なお、当町では8月に国に対してこれまでどおりの国による全額支援継続の要望書を提出したところでございます。

大綱2点目。災害関係でございます。2点ございました。

1点目。昨年9月の台風15号と、ことし6月の台風4号で冠水被害が発生いたしました。船岡西2丁目地区と、船岡南1丁目地区について道路冠水や宅地への浸水被害の対策を具体的に検討する調査委託を行っております。現在、現地測量まで終わっておりますので、現状の排水路の流量実態から、排水路の改良や増設ポンプ、さらに調整池の必要性について検討を行っております。

次に、農林業関係ですが、台風4号ではため池1カ所と農地1カ所について国の災害補助事業として対応するように査定を受け調査設計を委託しています。また、昨年9月の台風15号で土砂流出した山岸地区の3戸につきましては、今年度の県補助事業の小規模山地災害復旧促進事業として施行するために現在調査設計を委託しております。9月末には工事費等が確定いたしますので、県と受益者と協議した後に10月末には工事を発注できる予定でございます。

受益者負担割合につきましては、6月議会でご説明しておりましたが、広沢議員から被害者へのさらなる配慮を求められましたので、内部で協議を重ねた結果、通常事業費の20%負担をしていただくのですが、今回は特例で10%の負担をお願いしたいと思っております。

2点目。第1回定例会において広沢議員からの一般質問でもご質問いただいておりますところですが、東日本大震災の被災者生活再建施策として町が実施しました震災住宅改修事業補助金、20万円を超えると一律10万円という制度でございました。これを他の自然災害の被災者にも適用できるよう町独自の施策のご提案と思われまます。

町がこのたび単独で実施いたしました震災住宅改修事業補助金は、東日本大震災という災害を限定した暫定的な制度でありました。申し込み件数は1,274件、工事費の総額で約9億円。町の負担は1億2,740万円となりました。しかし幸いにも、後日この柴田町単独の事業の有効



性が国に認めていただいたこともありまして、ほとんどが国の復興基金で賄うことができました。

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災者支援について、特定の災害を限定することのない恒久的な制度は、財政的に制度維持ができるのか大変心配されます。また、これまでの自然災害の被災者の関連など、多くの検討課題があることも事実でございます。そこで、当面の対策として大坂議員にもお答えいたしました。床上浸水も含めた自然災害に対しての見舞金制度を来年度新たに創設して実施してまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ

○7番（広沢 真君） 大綱2問で1問目からいきますが、東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金については全被災者対象に引き続き減免が続けられるということは非常に朗報であります。それと、後期高齢者医療制度においては全員が救済の対象になって、来年3月末までということも聞いていますので、そこについてはこの間の私たち議会の意見書も含めて、上げた声が国にもあるいは県にも届いたのかなと実感しております。

ただ、問題なのはやはり負担も大きくかかわって医療にかかわる国保の部分とかあるいは介護保険の部分とか、要するに費用負担が大きくなる部分についての考え方であります。

確かに、国が8割負担をして残りの2割をするかどうかについては当該自治体の判断という考え方も出されていましたが、柴田町はその対象にもならないということもあるので、例えば沿岸部の被災地に比べれば被災者そのものは多くはないんですが、それ以外の土地でも声を上げてぜひ国の支援でやっていってもらうということが実際の被災地というか、津波で大きく被害を受けた地域の支援にもなるということで、考え方を要望として出しているというのも非常に朗報でした。

ただ、問題は柴田町に避難をされている住民登録されている、実際に国保あるいは介護保険を利用されている方がおられるわけです。人数はそんなに多くないですが実際の対応でどうするかということです。例えば、被災者の実情は人によってさまざまなんですが、仮設住宅の中での調査を見ると約3割前後の人が失業しています。働いている人も含めて多くの被災者が今もなお生活再建の見通しが立たないという状況であります。これから期限が切れる国保税の割賦あたりが行って支払いをお願いしますと言われた場合に、例えば即支払い不能になるなんていう事態も考えられるんですが、そういう場合の柔軟な対応をぜひお願いしたいんですが、例えば国保の対応で納税相談やあるいはこれまでの法定減免などの対象になるのかどうか。その辺を伺いたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

国民健康保険税の減免等につきましては9月までこの災害の関係の減免がございますけれども、それ以降につきましても当然2割、5割、7割の減免等、前年の所得等を勘案しまして国保税に反映させていただいておりますので、適切な減免措置はとっていると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） その際、例えば支払い能力が全然、収入がないという方も中にはおられると思っています。そういう場合の対応については、これまでの例えば国保税の納税相談等の対応の前例をこれまでも踏襲していただけると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

これまでも納税相談を行いまして、納期1月末で国保の場合10期目が終わるんですけども、それを例えば年度内の3月まで延ばすとか、出納閉鎖期の5月まで延ばしてなるべく延納に協力申し上げるとか、収入がふえた段階まで多少幾らかずつの分納で延ばしながら納めやすい環境づくりに努めていきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 保険証の交付も含めて、ぜひこれまでどおりの配慮を怠らない対応でお願いいたします。

介護保険のほうの対応なんですけど、介護保険の保険料についても減免その他が切れた場合の対応というのはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

介護保険料については、10月以降減免措置が切れるわけですが、これまでどおりの賦課徴収ということでお願いしていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 例えば、当然今国保税のお話でもしましたが、収入がなくなっている場合の人について国保で介護保険料が払えない場合にサービスの停止等のペナルティーを、この人たちの場合にも適用するということは考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） 保険料につきましては、特別徴収、普通徴収、2つの方法があるわ

けですが、納入がなされない場合督促、納入期限が過ぎた場合督促、またその次の段階として催告という手続、進んでいくわけですが、その中において個々の相談に応じて対応していきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 例えば、国保税の関係でいいますと分納誓約という形での対応というのがあるんですが、介護保険料でもそのような形の対応は考えられないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） 現時点では、個別の納入相談しながら相談に乗っていきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） この問題については、被災地にとっては非常に重要な問題でありまして、特に医療にかかわっては先月も実は岩沼の仮設住宅で、私たち共産党が支援活動を行って、そのときにお手伝いをいただいた方が知られずに仮設住宅の中でひとり亡くなっているということが起こりました。仮設に住まわれている方というのは非常に仮設というか、避難をしてそれまでの住環境から離れて暮らしている方、この町内にいるみなし仮設で民間アパートに入られている方も含めて、仕事を将来どうするか、あるいは将来の生活はどうなっていくかという不安を絶えず抱えながらストレスを抱えて生活しておられます。そういう点で医療も、高齢者を抱える世帯については介護保険も、実際に介護しなければならない方が介護保険を利用できないと、うちで家族介護しなければならない状況に陥れば当然仕事にもつげなくなります。そういう部分も含めてサービスの利用というか、医療を受けられるようあるいは介護サービスを受けられるようにぜひとも配慮をお願いするとともに、引き続きこの問題については国に対して国の力で減免を続けられる、そういう要望をぜひ引き続き出していただきたいと思います。

1 問目は終わって2 問目に移ります。

2 問目ですが、自然災害の被害に対する災害をということで伺っていきます。

今町長のご答弁では、私の大綱2 問目1) の調査委託していた案件についての進捗状況ということで、船岡西二丁目と南の調査の進捗状況というのがありましたが、当然期限を設ける調査を行っていると思うんですが、この調査はいつまでに終了する予定でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） お答えいたします。

11月20日までの予定でお願いしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） 以前に、船岡西二丁目の方と一緒に町長にお願いをしに行ったときに話をしたときには、調査結果が出た場合に報告をするということをお約束いただいていたと思うんですが、ではその11月20日の調査が終了次第、ぜひ当該地域の住民を集めた説明会あるいは報告会を設けてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 当然、結果が出ましたら年内をめどに地元の方にご説明を申し上げる予定ではおりますのでご理解願います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） わかりました。それについてはぜひお願いしたいと思います。

その他に水害、風害等の被害もあったんですが、ただ実際にこれまでも対策を行っている地域でも町の認識としては対策が進んできているという地域でもまだ不安を抱えておられる方がいまして、例えば西住地域で私がお話を伺ったときには、鷺沼排水区の工事と都市下水道の整備が動いているようだけれども、その動き出した計画がどうなっているのか実は最近報告を聞いていないんだという話を伺ったんですが、実際西住の地域に対する工事等の説明については今どうなっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 鷺沼排水につきましては、平成16年から大河原町と一緒に調べて調査をずっとしてきたわけですが、毎年柴田町では説明会を実施してまいりまして、昨年だけ東日本大震災の対応に追われて説明会は実施しませんでした。ことし、8月25日土曜日に公民館で説明会をさせていただきまして、現実的に鷺沼排水路の進捗としましては昨年度都市計画の事業、都市計画決定、それから下水道の事業認可をいただきまして、ことしから補助事業で詳細設計を今実施しております。それから来年調整池、清住2号公園のところ調整池になるわけですけれども、その隣接する農地が調整池の敷地になってまいります。その部分の土地鑑定を今委託しているという状況であります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 説明を受けていないと聞いた時点は、私は7月の時点でしたので、その点はその後やられたのかなと思います。その際、疑問点として西住の方から伺ったときには、鷺沼排水路の整備にかかわる大きな水路、あるいは調整池なども含めての対策はあるん

だけれども、それと同時に口径が小さい排水路の整備も必要ではないかと。その際に、以前のやりとりでは直径が60センチ以下の水路については道路管理者の対応で行うという町の回答を受けていたみたいなのですが、その整備についての考えを伺いたいのですが、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 平成16年度から大河原と合同で調査をしてようやく平成24年度から事業認可ということでスタートしております。鷺沼幹線が整備されたとしても、やはり600ミリ以下の側溝といいますか、それが一体整備されないとなかなか効果が出ないんだろうと、こう思います。確かに、西住は昭和47年から52年くらいの区画整理で、ある程度沈下もし、震災で側溝等の目地も随分傷んでいるということもあります。そういう意味では、基本的には一体整備をして面的な整備をしなきゃいけないと、こう考えております。ある程度詳細設計がまとまりましたら、下水道、雨水のほう、高さとかが決まりますので、そして側溝等も使えるものあるいは使えないもの、高さが沈んでいるもの等ありますので、当然続けて側溝等の整備を計画をしていきたいと思いますが、もう一つ、最終的には当然600ミリ以下は補助対象になりませんので、単費で社会資本の一つとして起債を打って整備をやらなきゃいけないと、こう思いますけれども、下水道事業の中で社会資本として実は今回の鷺沼、実施しております。県の下水道事業が一つのパッケージになっておりまして、基幹事業が鷺沼排水路という位置づけになっていまして、何とか実際は600ミリ以下だと単独事業なんですけれども、社会資本という使い勝手の制度もありますので、何とか効果促進度が沿道側溝も一緒に整備をすればより効果が出るとか、何とかそういうものも一步踏み込んで県の指導を仰ぎ国の指導を仰いで、何とか一步ができねば半歩でも前に進むような考えで決意で臨みたいとこのように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） ぜひ、その考え方で実際の例えば住民の説明の中でも、この鷺沼排水路の担当は上下水道課ということで、この説明担当もそうなっていると思うんですが、ぜひ都市下水路だけではなくて口径の小さな排水路の整備も含めた説明を連携して地域の住民の方にも行ってほしいと思います。その点では、まだ動き出しても、例えば工期が長きにわたるとい部分がありますので、地域の住民、特に西住の方々、被害を受けている方々の不安というのはまだ続きますので、その部分についての情報をつまびらかに公開していただきたいなと思っております。

それで、もう一つ、そのときに言われたのは例えば私たち議員に対しては説明いただいていたんですけども、例えば鷺沼排水路の白石川に排水をする際の流入量の制限というのが、説明されていたわけですけども、それについて西住の方は知らなかったということもあって、その鷺沼排水路の考え方が流入量を守りながらも地域に水があふれない計画だということなんですけれども、その点についての説明ってこれまでされてこなかったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 当初は、調整池の設置も踏まえながら検討しておりまして、1秒間に11.2トン、白石川に流しますよという計画で今まで実は進めてきたんです。

県との協議を行いまして、白石川は県の管理になるものですから、その中で1秒間に9.8トンまでの流出量に抑えなさいという指導がなされました。そのことについては、一昨年の大河原町と柴田町が一緒になって地元に対して説明会を実施したんですけども、その際にはその内容については説明をしています。ただし、集まった方だけですので、全ての方にそういった細かい点が知れ渡っていったかということ、それはそうではないんだろうなとは思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 専門的な話にもなりますので、その辺ですぐ理解できる方とされない方というと思います。ただ、できる限り細部にまで情報が伝わるように、より不安を解消できるように説明をお願いしたいと思います。

それでは今度、救済制度のほうに移りたいと思うんですが、実は3月議会で私が質問したときには、町長のご答弁は見舞金制度よりもむしろ工事のうちの一部を補助するという形が町としてはやりやすいというお考えだったと思うんですが、そこが移ってきたという点では何が大きな原因なんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

3月議会でご提案された被災者の生活支援制度について、昨年3月11日の東日本大震災の家屋改修のための補助制度に沿った、準じた形ということのお話し申し上げたと思うんですが、災害見舞金制度を考えるに当たっても内部でいろいろ検討を加えました。見舞金制度が柴田町になかったということ、最近自然災害、特に大雨被害が頻発して地震もそうなんです、そういうこともあって、見舞金制度が、常設の見舞金制度が必要かなというふうに1つ方向づけが決まったと。ただ、その中で災害の範囲をどうするか、程度をどうするかという

ことの議論になったわけなんです、全壊、半壊、火災も含めますので、全焼、半焼となるんですが、床上浸水ということ。そこで、家屋補償でいえば一部損壊を枠の中に入れるかどうかとなった場合に、一部損壊は去年の地震のときですと屋根の破損というのが顕著に出るわけなんです、いろんなケースが考えられるということで、常設の中に組み込むのは非常に先ほどの答弁でも申し上げましたが、財政上の制度維持が大変心配される。ということから、大規模災害が発生したときにその災害限定の暫定の去年の3.11の補償制度に準じた形の暫定制度をそのときに考えたかどうかというふうな考え方といいますか、検討の経過となったわけでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 私、これまで提案してきたのは、国が行っている被災者生活再建支援制度と、それからその救援対象にならない人たちの町独自の制度ということを書いてきたんですが、実は被災者再建支援制度の適用条件は結構厳しくて、災害救助法の対象になれば文句なく対象になるんですが、それ以外の条件ですと住宅全壊被害が10世帯以上発生した地域、市町村、あるいは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県ですから、宮城県で100世帯以上かあるいは柴田町で10世帯以上の全壊被害があるということが一つ災害救助法以外の条件ですよ。それと、災害救助法の施行になっているか、10世帯以上の住宅全壊被害発生都道府県の中で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村という、少し救済奉仕的な部分もあるんですが、実際にはなかなか被災を受けてその制度適用するというのもなかなか大変だったんです。

直近でこれを申請して断られたところがあって、例えばことし5月6日に竜巻が発生して被害を受けた栃木県益子町というところがあるんですが、そこで震災被害に続いて、震災では家屋損壊したのが2,629戸で、さらに今回竜巻被害で多くの家屋に被災があったんですが、今回の場合には被災者再建支援制度が適用されないということがあって、町で独自の制度をとということでさっき福祉課長がお話しになった、ここは町独自の制度を設けて竜巻被害による全壊と大規模半壊に100万円、半壊に100万円を上限に住宅修理費の半額、一部損壊に50万円を上限に住宅修理費を半額をとという形で生活再建支援金として支給するということを決めたということがされているんですが、そういう、当然重大な被害を受けた場合の制度というのは必要なんです、今一部損壊を含めるかどうかというのが議論になったということなんですけれども、柴田町の浸水被害、一番多く被害を受けているのはきのうおとといあたりの町長のご答弁で災害の被害の現状というのは報告されていましたが、やはり水害の床下

浸水というのは非常に多いわけです。この床下浸水が実際に救援制度の対象になるかどうかというのは非常に大きな問題で、そこを捉えるかどうかというのが柴田町にとってはかなめだと私は思っているんですが、そこについての考え方を伺いたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、考えましたのは三層制になるとお考えをいただきたい。大坂議員にお答えしたのは、これからの柴田町の災害対策には三層制というふうに今考えている。一番ベースになるのが災害見舞金制度ということで、これにつきましては柴田町はありませんでしたので、色麻町の事例でしたか、全壊10万円、半壊5万円、床上浸水3万円と、そういうお話を。これは恒常的に持つと。ですからこれは自動的に発動するという事です。それから、広沢議員からご提案がありました国の制度、災害救助法適用外ということで、今回震災住宅改修事業、そういうものはその災害が起きたときに改めて支援制度を考えるということなので、やらないというわけではないんです。そのときの範囲で、初めから持っていてやりますとなると財政的に、今回も1億2,740万円、何とか最初は300件で予定していたのが1,270、そういう事態も考えられますので、そのときに考えるということにしたいと思いません。

それから、実は三層制の一番上が、民地の裏山が崩れたときに、今までは県の事業に乗っかると町も負担して20%というような負担がございました。それからその制度から外れると全く個人で危険を回避しなきゃいけない。そういうものについても柴田町は単独で支援制度ができないかということですね。ですから、全部個人にお願いするのではなくて、町も民地が崩れる、危険だということに対しては防御態勢もとると、その制度も考えていくということなので、今回は恒常的なのは見舞金制度、それからいざ自然災害が起こったときにはその都度支援制度を考えていくということですね。それから、新たな制度をつくる。この三層制で平成25年度からやっていきたい、そういうことでございますので、やらないというわけではございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 三層制でできるだけその対象を広げるという考え方は、私も非常にありがたく考えているんですが、その今お話しした浸水被害を考えた場合の床下浸水という一番被害が多いところに実はまだ何の手も打たれていないという話があるんですね。今だって、見舞金は床上から出ていますからね。ところが、柴田町の床下浸水、例えば1回1回の被害の数字を上げると30何件という件数が出てきますが、1回ごとの被害を受けている方の名前



を見ると何回も重複して出てくる方がたくさんいるんですよ。トータルすれば、ひょっとしたら一部損壊どころではなく家屋の全壊に匹敵するぐらいの財産の被害を受けている場合も考えられるわけです。そこに、柴田町として支援の手が入らないということが私は非常に、何ていうのか、条件に欠けるのではないかと。柴田町の特徴を捉えた制度としては欠けるのではないかと思うんですが、そこいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

見舞金制度は来年度から始めようということで今準備を進めているところなんですが、被害の対象、床下浸水についてはその制度をつくる上で各市町、他の市町で導入しているところを参考にしています。床下浸水を対象にしているところはないんですね。ということで、福祉的な見舞金制度というのは福祉の面とその生活の安定、床上だと畳やら家財から被害を受けるといって、生活が損なわれるということからして、床下については対象とは見ていないということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 床下浸水の被害を受けたところを現場を見てほしいんですが、床下ということで畳の上まで来ていないということなんですが、畳を剥がして見てみるとほとんどの場合は畳の下の床板がしっとりぬれています。さらには、今の住宅というのは基礎のところでは気密性を高めるために区切られていて、一部通気口みたいなところがあってそこから水が入るんですけども、くみ出さないと水がいつまでも残っています。そういう作業について費用負担が発生しているのと、実はぬれた木材などを放置しておく、御存じの方がいると思いますが、シロアリが湧きます。カビが生えれば当然住んでいる方の健康被害にも及びます。

だから、年に1回例えば何年かに1回被害に遭われる方というよりは、柴田町にいるのは毎年床下浸水あるいはひどい場合は1年の間に2回、3回と起こる場合もあります。そこを考えていただきたいと思っているんですが、そこについて例えば近隣に実例がないということであれば柴田町の特徴ある制度をつくったらいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

この見舞金制度を執行するに当たって災害の確認が必要となるわけなんですが、全壊・半壊については公的な証明、罹災証明というもので確認できる。床上については消防なり町なり

が確認。床下となったときの災害確認の方法の、これもいろいろ難しさもあるということ。

過去の被害災害を見ますと、極端な話だと8.5豪雨のとき、床上196、床下520という大規模な被害があったんですが、そういうこともございます。そういうこともございまして、その検討の中では現在のところ被災対象とは考えていないというところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） それだと、被害に遭っている大半の人たちに対して何も出ないということになってしまいますので、ぜひ、もし今考えていないのであればそこも検討も含めて来年度の制度に向けて考えていただきたいんです。じゃないと、柴田町の一番被害に遭っている人たちのところに救いの手が行かないんですもん。そこをぜひ考えていただきたいと思います。

それと、今罹災証明の話も出ましたが、例えば今三層の支援制度を考えておられるという答弁がありました。その三層について例えば斜面の崩落の被害あるいは住宅の被害のさまざまなデータのとり方がありますが、その点でいうとそれぞれの制度がそれぞれの担当課で分かれて受け付けもそれぞれに行かなくちゃならないというのは利用者にとって非常にやりづらいんじゃないかなという考えがあります。まだ、制度設計はこれからでしょうからぜひ考えていただきたいのは、例えば罹災証明をとる際に当然被害を認定するための罹災証明等の証明書を発行しなければならないと思うんですが、罹災証明をする際に例えば受け付けをする担当者が制度を把握していて、そこで申請書類の説明なんかも行えるようにする。そういうトータルでワンストップでできるような、被害認定と対応の制度について申請ができる、そういう仕組みをつくる必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） ただいまの広沢議員のご質問ですが、今回東日本大震災でも罹災証明を発行する際にそれぞれ救援策、半壊、あるいは大規模半壊、全壊であればそれぞれ国県町独自の支援策がございまして、それぞれの支援がこういった支援がありますよということで発行しておりました。そして、説明会についても何日に説明会ということで保健センターを会場にしまして、改めてそういったことで被害に遭われた方に寄っていただいて、それぞれの課から該当する項目を具体的に相談会を開いて説明しておりました。そのような形で今後考えていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、その最初の窓口にあたる場所は、それぞれの担当課とい

うよりは総務課あたりで対応するという考え方でいいのでしょうか。説明会、説明員も含めて、一定のその、何ていうのか、全体的な知識を持って対応できる人員の配置なども含めてなんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） これまで同様、制度の概略的なものについては総務課のほうで把握してございますので、そうした内容についてはご説明いたします。ただ、個別に総務課でも判断はつきにくい場合がございますので、その場合には各課のほうで総務課なりに来ていただいて対応するという形で考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） その意味では当然、対応する制度あるいは災害の内容によってはノウハウを持っている課がそれぞれ違うと思うので、その部分について被害が起こった時点での大体の振り分けについての考え方は当然打ち合わせと連携がとれるようになっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 災害が起きた場合には、当然災害対策本部が立ち上がりまして、その中でそれぞれこういった支援についてということでお互いの連携をとるようなシステムは既にごございますので、そういったことを活用してお互いに連携をしていきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） わかりました。そのように、実際に浸水した方があっち行ったりこっち行ったり、迷ったりしないような対応をぜひお願いしたいと思えます。

質問、戻るんですが、先ほど来一部損壊に当たるような床下浸水なんか繰り返し繰り返し被害を受けている方がいるということをお話ししましたが、一部損壊だけではなく例えば床上浸水でも実は昨年15号台風で床上浸水を受けて、またことしの台風4号で受けたという方もいらっしゃる。そういう点では、この制度も最悪同じ年度内でも複数回被害を受けた場合でも対応できるようにということを考えていただきたいんですけども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） 見舞金については、災害が発生した都度ということがございますので、1年の間に複数回ということもあり得ます。

○議長（我妻弘国君） 補足説明、町長。

○町長（滝口 茂君） 議員にぜひご理解いただきたいのは、見舞金制度、広沢議員からスタートしているんですが、災害に遭われた方への手当てということで今回は見舞金制度をベースにしますが、35のうち持っているのは11。柴田町は12番目になります。それから、床上浸水まで含めているのはわずか6市町でございます。まだ、床上も認めていない。柴田町は7番目になります。それで、仙南2市7町についてはどこもありません。ですから、一番最初に床上の見舞金制度を持つというのが柴田町です。

ですから、そういった意味でこの制度を運用させていただいて、被害があったときには即この見舞金が支払えるようにしたいし、また窓口を一本化して被災した方々がすぐ普通の生活に戻れるような対応を今後考えてまいります。ですから、その辺のご理解をいただきたいなと思っております。

床下となりますと、いろんな証明というか、そのところは水がないわけですから、その判断がなかなか難しいということです。当面は床上ということで、制度として町民に知らせていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 前例を探るとするのは自治体のあり方としてよくあるんですけども、でもそれだったら柴田町独自の基準を決めて柴田町が最初の町になるというのもいいんじゃないかと思うんです。

そこについては、いろいろご提案すると、いやそれは近隣の動向を見てからということがよくあるんですが、そこをぜひ考えていただきたいと。別に、柴田町が独自につくったからといってみんなから責められるわけじゃないと思うんです。むしろ、柴田町を模倣してほかの制度がつくられていけばさらに進むわけですから、その点を町長のお考えもわかりますし、それからどこまで費用負担をしたらいいのかという不安もわかります。その点も含めて、ただ被災者はそれぞれの生活において被害を受けているんだということはきちんと理解をしていただきたいのと、費用負担の問題でも、3月議会の時点で私はぜひ基金を設けたらという話をしたんですが、例えば基金を設けて毎年積み立てていて、その年に被害がなければ次の年に繰り越すということなんですけれども、例えば現状でいうと見舞金なんか発生した場合に予備費対応あるいは財調を取り崩してということになるんでしょうか。そういう場合も含めて基金は考えられないかということ伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 東日本大震災クラスの大規模被災になればさまざまな財政的な手当てしなきゃいけないと思いますが、通常被災見舞金という範囲であれば通常の場合によっては予備費、足りなければ専決処分による予算執行という形で十分動かせる範囲とは考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） その場合には、被害のあった直近で臨時議会を開いて補正予算を出したり、そういう対応をしてくれるという考え方でいいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） それ相応の規模の見舞金の支出が必要な場合については、臨時会招集という形も考えていきたいと思えます。ただ、ほんの数件という場合については予備費という対応になるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 最後になるんですが、柴田町の被災の特徴というものをぜひ考えた制度設計を考えていただきたいんですよ。例えば、昨年のような東日本大震災のような大きな被害、ここについては国が被災者再建支援法なりの大型といったらいいですか。大規模災害に対する支援制度というのができているんですが、それもまた始まったのは阪神大震災以降、年々充実してきているとはいえ、まだまだかゆいところに手が届かないという現状があります。いずれ国のほうも考えざるを得なくなってくるとは思うんですが、その間被災者に身近にいる自治体として制度のすき間を埋める施策をぜひ、被災者の立場に立って考えていただきたいというのが私の今回の質問の趣旨であります。

何度も言いますが、柴田町の被害の特徴をぜひ鑑みていただきたい。一番被害を受けている人たち、一番というか、一番数多く被害を受けている方について何の手も出さないというのはやはり制度としては特徴に合っていないんじゃないかと私は思いますので、そこをいろいろお考えあると思いますが、ご考慮をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） これにて、7番広沢真君の一般質問を終結いたします。

**ただいまから休憩いたします。**

再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。大綱1問質問いたします。

**いじめに万全の対応を。**

滋賀県大津市で昨年10月、市立中学2年の男子生徒がいじめを苦にして自殺したことが大きな社会問題となり、連日のように報道されています。一連のことを総括的に言えば、事件のあった学校や教師、校長、教育委員会、警察、市議会などの対応の悪さが批判されていると言えます。

自殺まではいかないものの、いじめの問題は全国どこにでもあると思われれます。ちなみに文部科学省のいじめに関する統計は、定義が変わったり対象学校も変わったりして一貫性に欠けたこともありましたが、定義と対象学校が定まった2006年度のいじめ認知件数は約12万5,000件、認知学校数比率55%でありました。以後、減少傾向をたどり、2009年度は約7万3,000件。2010年度は約7万5,000件。認知学校数比率42%と報告されています。このように、文科省のいじめの統計では半数以上の学校でいじめはないことになってはいますが、少し甘い数字ではないかという見方をする人もいます。

大津市だけではありませんが、いじめ問題が連日のように突出して報道されている背景には、各学校や教育委員会がいじめに日ごろどう取り組んでいるか。または将来どう取り組む気構えでいるか。まさにその姿勢が問われている気がしてなりません。

いじめをすることは悪いことだ。だから、いじめをしてはいけないという通り一遍の考え方を見直し、いじめはなくなる、常に存在する。その芽を早期に発見し予兆にどう対応するかという認識に立ち、積極的に取り組むことが肝心であると思います。

本町では、いじめ問題に保護者、地域、教育委員会、学校、関係団体など連携を密にし、日夜目配り、心配りを行い取り組んでいると聞いています。誰でもいじめ問題はないことを切に願ってやみませんが、あり得ることと再認識し、一層万全の対応策を構築することが大切と考えます。そこで、いじめ問題について現状の確認も含め今後の取り組みについて伺います。

- 1) 本町における学校ではどのような方法、方策でいじめの実態を把握しているのか。
- 2) 本町における近時でのいじめの現況はどうなっているのか。

3) 本町における学校内にいじめ対策に関する委員会といったものは設置されているのか。

4) 大津市のいじめ自殺問題がクローズアップされてから、文部科学省や県教委から町教委に対し指導的な通達などはあったのか。あったとすればその概要はどういったものだったのか。

5) 町教育委員の会議で、いじめ問題について協議されていると思うが、その協議内容により各学校に指示したことで、特筆すべきことはあったかどうか。

6) いじめに関する外部調査委員会ということをよく耳にするが、設置しておく考えはないか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 1点目、本町における学校では、どのような方法、方策でいじめの実態を把握しているのかについてお答えいたします。

いじめの実態把握につきましては、定期的にアンケート調査を実施し、気になる回答があった場合には聞き取りをしたり子供を観察したり、保護者の方からも情報を得ながら現状を確認しております。また、子供や保護者からの担任への相談や教育委員会が派遣しております自立支援相談員への相談内容からも学校では把握をしております。

2点目、本町における近時でのいじめの現況はどうなっているかについてお答えします。

平成24年4月から現在までに、学校から報告された生徒指導月例報告の中で、いじめに関する報告は5件ありました。そのうちの4件については学校と子供、保護者間で話し合いを行い、既に解決をしておりますが、現在1件には指導継続中です。

3点目の、本町における学校内にいじめ対策に関する委員会といったものは設置されているかでございますが、学校内におけるいじめ対策に関する委員会の設置につきましては、各学校で生徒指導問題対策委員会を設置しております。また、教育委員会では柴田町いじめ問題対策委員会を設置して、いじめを中心とした諸問題についての現状やその対応について協議検討して学校に対する指導援助を行っております。

4点目でございますが、大津市のいじめ自殺問題がクローズアップされてから文部科学省や県教委から町教委に対し指導的な通知などはあったのか。あったとすればその概要はということでございますが、平成24年7月17日付で文部科学省初等中等教育局長から平成24年7月13日発表の文部科学大臣談話についての通知が宮城県教育庁義務教育課経由でございました。

続いて、7月20日付第239号にて宮城県教育委員会教育長からいじめ問題への取り組みの徹底についての通知がありました。また、8月10日付議第269号にて宮城県教育委員会教育長から児童生徒の状況把握についての通知がありました。

各通知の概要であります。文部科学大臣談話におきましては、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾であり、二度と発生することのないよう、学校、教育委員会、国などの教育関係者が担うべき責任を再確認するとともに、関係者が一丸となって取り組んでいきたいと。文部科学省も積極的に支援するので状況の報告を願うといった内容でございました。

次に、いじめ問題への取り組みの徹底については、いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得る問題であるということを十分認識すること。それから、いじめは人間として絶対に許されないことであることについて職員会議等で再度確認し、全ての関係機関や教職員が互いに共通理解を図り、いじめ問題に取り組むよう所管小中学校への周知依頼と適切な指導の依頼ということでもございました。

また、児童生徒の状況把握については、宮城県教育委員会が作成したいじめ問題への取り組みの徹底についてと、それから児童生徒の状況把握についての資料が添付されておりました。まず取り組みに関しては基本的な考え、いじめの早期発見、早期対応、いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりについて状況把握に関しましてはアンケートの様式、それから対象とする児童生徒の範囲や月1回程度とする実施方法など、より具体的な取り組み方についての内容でございました。町教育委員会としましては、各通知の收受後に全学校に周知しまして各通知内容について着実に取り組むよう指示をしたところでございます。

5点目の、町教育委員会の会議にていじめ問題について協議されていると思うが、その協議により各学校に指示したことが特筆すべきことはあったのかということでもございますが、今回町内小中学校が一斉にいじめゼロ運動を実施していじめ防止に取り組み、児童生徒の意識化を図り学校全体の危機感を高めて、いじめのない教育環境づくりに全力を尽くすように具体例を挙げて教育委員会から指示をしたところでございます。

具体的には、2学期の始業式で各校長からいじめゼロ運動を学校挙げて実施することをまず宣言することだ。それから、各学級でいじめに関する児童生徒自身による話し合いを実施すること。それから、児童会、生徒会を中心とした例えばいじめ防止スローガンといったものを作成し、掲示をする。それから、いじめ防止に関する標語やポスター作製なども子供たちにさせてみるといった内容のことを実施するように、教育長から校長会で具体的に支持をし



ております。既に、各学校でそういったことに取り組んでおります。

6点目の、いじめに関する外部調査委員会ということをよく耳にするが、設置しておく考えはないのかということですが、3点目でお答えしておりますが、教育委員会では柴田町いじめ問題対策委員会を設置していじめを中心とした諸問題についての現状やその対応について協議検討して必要な指導援助を学校に対して行っております。ご指摘の外部調査委員会の設置につきましては、深刻かつ重大ないじめの問題でかつ事実関係の把握が困難で調査が必要ないじめについては外部による調査も必要になるものと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 安部俊三君、再質問ありますか、許します。

○5番（安部俊三君） 1点目に関しましてまず再質問いたしたいと思えます。

5件ほどいじめが見受けられたという答弁をいただきましたけれども、小学校、特に高学年、高学年といいますと4年生から6年生を指すと思えますけれども、その小学校でも実態を把握しているのかどうかも含めてお答えいただきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいま、実態の把握についての調査につきましては、教育長の答弁でも申し上げました定期アンケートということで対応させていただいているところなんです、学校により実施回数は年2回だったり、または3回という、回数については異なりますが、対象につきましては全学年の児童生徒で実施しておりますので、特に高学年、4年生から6年生だけということではなくて、全学年の児童生徒を対象に実施しているという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 答弁でもありましたけれども、県教育委員会では8月10日の定例教育委員会で児童生徒を対象としたいじめの有無に関するアンケートを毎月実施するよう、全市町村教育委員会に提案しましたというようなことを、新聞等でありました。対象は小学校4年生から6年生と中学校の全学年。実施するかどうかは各教育委員会の判断に委ね、いじめの存在をうかがわせる回答があった場合は追加調査を行うといったものです。結果は、各学校ごとに活用し、県教育委員会への提出は求めないといった内容でありました。本町としてこの提案を取り入れることとなるのか、その辺をお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいまのご質問での内容で、県教育委員会からの8月10日

の通知に基づく対応ということのご質問につきましては、各学校ではこれまで実施しております定期アンケートの継続をするとともに、今回の県教育委員会から提案された学校生活アンケートという名称で資料が送付されているものなのですが、これにつきましても毎月実施するということできめ細かな情報収集を行い、目的であります早期発見と早期対応に努めてまいるといふ取り組みで受け入れるという対応でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 続いて、2問目に関して再質問したいと思います。

本町で、現時点で不登校の小中学生は何人いるのか。そのうち、いじめが要因とされている児童生徒はいるのかどうか。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） まず、1点目の不登校の児童生徒の内容でございます。平成24年8月1日現在で不登校児童生徒という捉え方につきましては、継続して30日以上欠席している子供さんがその対象になるわけなんです、小学校で5人、中学校で17人、合計22人というふうに捉えているところであります。

2点目のご質問につきましては、欠席要因が、事由がいじめと捉えられる案件はあるのかというご質問だったかと思っております。それにつきましては、欠席事由がいじめによるものでは児童生徒はおりませんということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、いじめに関してちょっと聞きづらいことを申し上げますけれども、事実とは違った少な目の報告をするといった隠蔽体質は全国どこにでもあり得るといったことを述べている人が少なくありませんが、あえて伺いますが、本町ではこういったことはないかと理解してよろしいか、認識してよろしいかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 隠蔽体質というご指摘なわけですが、正直いじめの指導は大変難しい、本当に学校では大変苦慮しているところがあります。まず一つは、事実関係の把握が非常に難しいんです。中には、いじめた子がいじめを認めない。こうなりますと、学校のいじめ認定も大変難しくなってくる。両者がいじめを認めて初めて学校のいじめ認定がなされるのであって、また報告という形にもなるのであって、片方がいじめていませんとすると問題は別になる。場合によっては、非常に人権問題とか、実際に保護者の方から、うちの子を犯人扱いするのかとか、本人が認めていないわけですから、人権侵害ではないかと学校が責め

られるわけです。ですから、なかなか簡単には子供に、おまえやったんでしょとは言えない。ところが、中には思い余って先生が言っちゃったりすることがあるんですね。そうして実際にそのことが原因で不登校になってしまった子供もいるんですね。

ですから、非常にいじめ問題というのは対応が難しいということがまずあります。したがって、事実確認には時間もかかると。それから事実関係が明らかでないことを公表するわけにもいかないという部分があります。実はこれが隠蔽体質と言われる一因ではないのかなと。そんなふうにも、学校の中から見ればそんなふうにも感じる場所もあります。例の大津市の問題なんかについても、もしかするとこれに近いような話だったのではないかなというふうには受けとめております。

それから、2点目です。学校は、いじめた子供といじめられた子供を双方を指導する立場にありますから、したがって両方の子供が学校にいるわけですね、その後も。そうなってくると非常にまたこれも問題があって、例えばそういった中でもいじめがあったと発表しちゃうと、子供の前であるいは保護者の方の前で、そうすると当然ながら両方がいるわけですから誰がという話になります。うわさも飛び交う。あの子じゃないかとか、うわあ、すごいひどいことをするとか、きっとあの子だという話になる。要するに、無関係の子も傷つくおそれがあるんですね。それから、いじめた子が逆にいじめの対象になる可能性がある。あれがやったのか、じゃあ仕返ししてやるか。そんなことも当然出てくるわけです。そんなことがたくさんありまして、学校では容易にいじめがあったからといって公表するのはなかなか困難なこと。そういう事情もある、これも隠蔽体質と言われる一因となっているのかなという感じもします。

とにかく、学校、教育委員会としては隠蔽ではなく事実関係が不明確だとかあるいは教育的配慮であるとか、個人情報の保護とか、そういったこともあって公表が容易でないという事情もあるということ、これを機会にご理解いただくとありがたいかなと思っております。当事者には可能な限り情報提供して解決に向けて努力したいとは思っています。

それから、もう1点ついでに、長くなって申しわけないんですが、今のお話の中に事実と違った少な目の報告をしているのではないかというご質問がございました。そうしたご指摘なんです、実は各学校では文部科学省のいわゆるいじめの定義、これに基づいていじめ認定をして報告する。今お話ししましたように、事実誤認では大変な、やっていない子供を陥れることになりますから、慎重にその辺のところは対応しているということなんです、文部科学省の定義はどういうのか。ちょっと読んでみます。

いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的苦痛を感じているものというふうに定義がなっております。何かをされて、何かを言われてつらいとか嫌だとか精神的な苦痛を感じたことがあればもうそれで基本的にはいじめになる。相手の子がどういう思いであるかは別としていじめられたと感じた子供がいればもういじめなんだということなんですね。これが定義になっています。当然、学校ではそのような理解のもとにいじめ認定をして指導もし、報告をしているということでございます。ただ、実際には遊びであるとかいじめであるとか、それからトラブル、子供たちのトラブルというのはとにかく子供たちの日常生活の中に混然一体として存在していますので、意図のないいじめは別としていじめになるかどうかはその子の感受性とかあるいは相手の子との人間関係とか、それによっても変わってしまう。非常に微妙な問題。同じことでも、同じことをされても言われても全く気にしない子もいれば、非常に深く傷つく子もいるということ。したがって、学校では本人が精神的苦痛を感じているという、感じているかどうか慎重に確かめながらいじめ認定をして報告もしているということでございます。

学校に対しては、とにかくいじめを軽く見ないで報告するということを求めていますし、それから、報告されたものについては指導の状況を確認をして教育委員会からも必要に応じて学校に対応を指示しているといった状況でございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 3点目に関しまして、質問いたします。いじめの察知や対応を担任や教師、個々の力量だけに委ねることは問題と私は考えます。アンテナが鋭い教師もいれば、そうでない教師もいると思います。また、相談しやすいしにくいといった教師と子供の相性もあると考えます。複数の教師が情報を共有し、学校として組織的に対処していくことが必要ではないかと、特に思います。学校内に、もっと積極的にいじめ問題に取り組むシステムを構築する考えはないか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 学校としての組織的な対応をというご指摘でございますけれども、いじめを把握した場合はとにかく即校長が家庭訪問するなどして保護者への対応をするように教育長のほうから指示をしております。これはずっと以前からそのように指示をしております。といいますのは、実は保護者の方から学校が動いてくれないと、そういう苦情が教育委員会に寄せられることがあります。ただ、これは調べてみますと担任の先生なんかはちゃんと対応しているんですね。家庭訪問なんかもしたり。それでも学校が動いてくれないと教育

委員会に訴えられる。よく聞いてみると、実は校長からの報告がないという保護者の方のお考えなんですね。ですから、校長が動いていないと、対応していないと学校が動いてくれないと保護者の方は受けとめていらっしゃるようなんですね。そのことがわかってからは、確かに校長からすると、事実関係が明らかでないのに、すぐにはなかなか会えないとか、そういう思いもあるんだと思うが、そういうことを言わないでとにかく校長がまず、途中経過でもいいから保護者の方に連絡をとって、できれば家庭訪問して事情を説明するように、ということを示しております。

そうしたことを踏まえて、校長を先頭にいじめに関してはとにかく学校全体で組織的な対応をするように、教育委員会のほうから繰り返し指導しておりますし、また実際に各学校ではいじめに気づいた先生、訴えを受けた先生からの生徒指導主任や学年主任を通して校長までにきちんと報告できるような、そういう仕組みをつくっております。それから学校の中でも先ほども報告しましたが対策会議のようなものを設けておりますので、そういったところでの組織的な対応体制といいますか、これも講じておりますのでとにかく学校全体で指導に当たっているというところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 3点目に関して、もう1点だけお伺いします。

教師のいじめ問題に関する研修会などは行っていると思えますけれども、そういった積極的に参加しているという状況といいますか、実績はあるんだと思えますけれども、その状況をお知らせください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいまのご質問での、教職員の研修についてお答え申し上げます。

毎年、開催されている大河原教育事務所主催での管内の生徒指導事例研修会というのがございます。年2回開催されておるんですけれども、この中ではことしも第1回目が5月30日に開催されまして、このときには中学校の生徒指導主事が出席し、生徒指導全般の中でいじめの問題も取り上げての研修ということでございました。

ことしの第2回目といたしましては、12月5日の開催が予定されているのですが、この第2回目におきましては、小学校の生活指導担当の教員も含めて小中学校の教員で協議する研修会が予定されております。特に、ことしはいじめ対策についての研修ということで開催する予定になっているということでございます。

また、宮城県教育委員会主催でことし9月12日、これからなんですけれども、平成24年度中学校高等学校生徒指導連絡会議というのが開催予定になっております。参集範囲は中学校・高校の生徒指導主事で、今年度は情報交換の中でも学校におけるいじめの対応というテーマで研修が行われるということでもあります。

こういう状況でございます、これは悉皆研修という位置づけになっておりますので、各小中学校中学校での教諭が参加するということになっていて研修でございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） それでは、4点目は飛ばしまして、5点目について再質問いたします。

いじめの取り組みについては、教育委員会や行政のバックアップが欠かせないということは誰でも思うことでもありますし、言うまでもないことでもあります。教育委員会がルールを敷き、研修などで教師の対応力を上げていくことが大切であると考えます。町教育委員の会議において、これまで以上に意を尽くし、いじめ問題に取り組むことが老婆心ながら望むものであります。

そこで、大変申しわけないんですけれども、教育長の心構えといたらよいでしょうか。方針といたらよいのでしょうか。心情を含めてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 学校というのは、成長過程にある未発達な子供たちが集団生活をしておりますので、とにかくいじめ問題というのはどこの学校でも起こり得ると認識しておりますし、それから子供たちの命にかかわるような深刻かつ重大な問題というふうに危機感を持って、今対応しておるところです。

先ほどの文科省からのいろいろな通知もありましたけれども、その中にもありましたが、いじめは人間として絶対に許されないことであるという、そういう意識を教育活動全体を通して児童生徒一人一人に徹底したいと思えます。それから、家庭の協力も求めたいと思っております。当然ながら、学校に対しても教育委員会としていじめ問題に危機感を持って取り組みといったことで指導徹底に努めたいと思っております。

実は、大津市のいじめ問題以来、私の受けている感想なんです、何ていうんでしょう、全国的に保護者の方の意識が変化しているのではないかなと思っております。新聞報道、テレビもありますけれども、例えば報道機関への保護者の方からの公表といいますか、通告ということであるとか、警察への被害届とか、損害賠償請求とかそういったことが全国で相次いでいるということで、これまでにない状況なのかなって、当然ながら町内の小中学校でも当然

あり得ることとっております。これはもう、信頼関係の上に成り立つ学校教育が崩壊寸前のところまで直面していると受けとめております。

そういう意味でも、いじめ問題についてはいわゆるほかの教育活動とは全く違った次元で取り組まなくてないなど、根本的な問題だなどと考えて教育委員会としても全力を尽くしているというところがございます。

とにかく、今回町内小中学校一斉にいじめゼロ運動、これに取り組むように教育委員会から具体例を挙げまして各小中学校に指示をしております。早期発見、早期対応、これが重要だと言われているんですが、私は今までの対応からするとそれ以前に未然防止、これも大事なのではないかなとっております。起きてからの指導ではなくて、早期発見というときにはもう既に起きていますので起こさないような、学校にいじめを起こさないような、そういう取り組みのほうが大事ではないかと思っております。実はいじめゼロ運動に取り組んでいるということです。具体的には、先ほどお話ししましたように子供自身にいじめに関して考えさせる、それから子供が直接スローガンをつくったり標語をつくったりそういったことに取り組む。そういったことを促すとか、子供を動かそうということで学校のほうに指示をしているところがございます。

繰り返しになるんですが、いじめは人間として決して許されることではないんだということ子供と学校と、そして家庭と、これを共有してどの子も笑顔で安心して学校に通えるような教育環境づくりに全力を尽くしたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 最後の6点目について1点だけ、1問だけ再質問いたします。外部調査委員会、言い方は変わっているかもわかりませんが、第三者委員会という名称もついているようですけれども、大津市も今回設置していろいろな対応をしているということですが、要綱だけでも設置しておくということは考えていないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

ただいまのご質問での第三者委員会の設置の要綱制定についてというご質問でございます。

大津市では市長部局で第三者調査委員会を設けておるという内容でございます。委員構成が大学の教授または弁護士、あとはそういう皆さんで遺族側の推薦をされた方3名と、市側が推薦といいますか、選任した2名の合計で5名の委員で構成しているという報道の発表を見ておりました。

このご質問につきましては、柴田町教育委員会といたしましては今後の県教育委員会の動向などの情報も収集しながら、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

ちなみに、宮城県教育委員会での対応について確認をいたしておりましたが、現在はそういう委員会の設置要綱等の設定はないと確認をしたところでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 備えあれば憂いなしということがよく言われますので、このいじめ問題、全力を挙げて努力していただければと思います。要望して終わりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） これにて、5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時54分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

本日正午まで提出となっておりました総括質疑は、先ほど締め切りました。3名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。なお、総括質疑は9月7日に行いますので、ご了解願います。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番有賀光子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔8番 有賀光子君 登壇〕

○8番（有賀光子君） 8番有賀光子です。大綱2問質問いたします。

1、非構造部材の耐震点検・対策の実施について。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害がありました。被害の状況を見ますと建物の柱やはりといった構造体だけでなく天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童生徒が大けがをする事故まで起きた例もありました。さらに、学校ではありませんでしたが、一般の会館ではお二人の方が亡くなられ、26名の重軽傷者が出るという痛ましい事故まで発生しております。

地震と災害発生時において、地域の避難所となる学校施設は児童生徒だけでなく地域住民の命を守る地域の防災拠点でいわば最後のとりでであります。その安全性の確保、防災機能の



強化は待ったなしの課題です。

現在学校施設の耐震化は進んでおりますが、しかしそれだけでは児童生徒、地域住民の命を守る対策としては不十分です。学校施設の耐震化とともに天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると考えます。そこでお伺いします。

1) 本町の学校施設における非構造部材の耐震点検は実施しているのか。また、その耐震点検の結果、耐震対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらへの対策はどうするのか、具体的に伺います。

2) 非構造部材の耐震化とあわせて重要なのは小中学校の窓ガラスなどの飛散防止対策です。耐震補強工事により校舎などの学校施設崩壊の心配はないと思われませんが、照明器具の落下、窓ガラスの割れた破片が子供たちにとっては凶器になると考えられます。それだけではありません。地震の際には割れたガラスは下に落ちるだけではなく横に水平に飛び散ると聞いています。窓ガラスは地震だけではなく竜巻等でも被害が出るおそれがあります。1999年9月愛知県豊橋市で起きた竜巻の被害では、割れた窓ガラスが肺にまで達していた児童がいたと聞いています。

本町の将来を担う子供たちの安全を図るために、特に学校施設の窓ガラスなどの飛散防止対策が必要であると考えます。小中学校の施設の窓ガラス飛散防止対策はどこまで進んでいるのか。避難所に指定されている体育館の窓ガラスなどの飛散防止対策はどうなっているのか伺います。

## 2、町道槻木72号線の整備について。

昨年の東日本大震災で被害を受けた町道槻木71号線は道路災害復旧工事が8月24日から始まり、近くの住民は大変喜んでおります。しかし、町道槻木72号線は以前から大雨が降ると必ず冠水します。道も片側は舗装されていますが、片側は砂利道になっており、車は通るにも大変走りにくい道路になっております。72号線は多くの方々が利用している道路でもあります。72号線の整備の考えはないのか伺います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まず1点目、非構造部材の耐震点検・対策の実施についてでございます。2点ございました。

小中学校9校のうち、非構造部材であるつり下げ式の天井は船迫小学校体育館1校でありま

す。東日本大震災による災害で体育館の天井が落下し、災害復旧工事において耐震タイプの張りつけ型への変更が認められましたので、改良復旧を行っております。その他の体育館においては天井部材、運動器具等の落下はありませんでした。今後、大規模改造や改修工事の際は今回の経験を踏まえて施工方法を計画してまいります。

2点目。ガラスの飛散防止対策。東日本大震災においては、船岡小学校、槻木小学校、船迫小学校の3校で窓ガラスの一部が壊れました。学校の窓ガラスは防犯防災機能などを持たせるため、家庭用の2から3ミリの厚さより頑丈な5から7ミリの厚さの強化ガラスを主に使用していますが、場所によっては網入りガラスも使用していることから一般の校舎や体育館のガラスは割れませんでした。

各学校での対応としては、例えば船迫小学校で飛散防止フィルムを購入し、東日本大震災で崩れた窓ガラスの位置に張りつけを行うなど、それぞれに対応しています。避難所に指定されている生涯学習センター、体育館等の窓ガラス、ガラス戸につきましては、昨年の震災時には破損は見られませんでした。生涯学習センターや体育館の窓やドアには一部網入りガラスや強化ガラスが使われていますが、全面装備にはなっていない状況でございます。

大綱2点目。町道槻木72号線の整備についてであります。現在の道路幅員は槻木県営圃場整備事業により確保したものであります。議員のおっしゃるとおり、一部舗装と砂利道となっております。舗装がされている部分は圃場整備前の幅員であり、舗装もそのときのままとなっている状況です。槻木72号線は通勤通学時の道路としての利用や、健康維持のための散歩をされる人の利用があります。

整備につきましては今年度館前堀にかかっている橋梁の補修工事を実施する予算を計上しており、発注の準備をしているところでございます。長年の課題に今年度着手いたしましたので、引き続き来年度から3年計画で舗装工事を実施してまいります。その間、パトロールを小まめに行うなど、現道の路面補整等の安全確保等に努めてまいります。以上でございます。

- 議長（我妻弘国君） 有賀光子さん、再質問ありますか、許します。
- 8番（有賀光子君） 国のほうでは、ことし4月26日付の文部科学省からの通知として、学校保健安全法第27条において学校安全計画に規定することとされている学校の施設整備等の安全点検の対象や項目は各学校において定められるものですが、非構造部材の点検の重要性に鑑み、各学校においてその実施に努めていただくようお願いしますと要請されておりますが、この各学校の安全点検項目に非構造部材の点検は含まれているのでしょうか。それとも含

まれていないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

今、ご質問にありました4月26日付の文部科学省からの耐震対策推進についての通知にもございましたとおりに、そういう要請が来ておりました。

それで、今のご質問で非構造物が点検対象になっているのかどうかということなんですが、設置者において点検項目として調査するということの要請があることから考えて、これは調べなければならないものだなと考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（有賀光子君） では、柴田町ではまだ進んでいなくてこれから調べるようにということ  
でいいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今回の3.11、東日本大震災におきましては、発生後の対応としましては各学校の校舎、特に躯体等の災害に対しての被害に対しての調査、またその対応に追われておりました。その中で、例えば答弁にもありましたように船迫小学校の体育館天井の改修につきましても、災害復旧の項目の中に取り入れまして復旧をさせていただいてるところですが、今後は大きく被害はそのほかには非構造物での被害はまだ出ておりませんが、今後調査の上対応していくと考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 全国の公立小中学校395校、宮城県と福島県の一部を除いての学校の体育館の天井やその照明器具といった非構造部材の耐震対策の結果が出ているということで、4月1日現在では非構造部材の耐震対策を終えているところは全体の32%に当たるということで、9,730校にとどまるということが文部科学省の調査でわかりました。そして今回、東日本大震災で学校の体育館の天井の落下などが相次いだことから、文部科学省は前年度から非構造部の耐震対策の調査を始め、調査対象は天井の照明器具、窓ガラスなどの7項目が対象となりました。その非構造部材の耐震点検を実施した学校は前年度は0.7%増の、現在は4月で66%、このうち、点検で判明した問題箇所ですべての耐震対策をしたのが48.5%でした。

都道府県別の耐震対策実施率は、福井が今回耐震、地震のことということで一番最も多くて62.2%、逆に少ないのが山口県のほうで7.9%という対策でまだ全体的に学校の建設のほうの耐震は宮城県としては、柴田町も100%になっておりますけれども、非構造の部分がまだ30%

も達していないということが今回わかりました。柴田町でも耐震のほうのあれもまだ済んでいない。これからは耐震対策にとって、非構造部材はほかの天井の部分のほかにもいろんな部分が細いところもあると思いますけれども、そこまではこれから検査していくんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいまのご質問にありました非構造材の耐震点検、耐震対策につきましては、先ほどもお答え申し上げた内容でもありますが、東日本大震災においての被災で建造物の建物、全体としての部分として対応させてきていただきまして、ほぼ対応を完了している状況でございます。

ただ、やはり今ご質問にありましたように、文科省からの通知、公表された数字も本日付で町のほうにも届いておりましたので、今後につきましては非構造部材についての耐震点検及び耐震対策を検討していかなければならないと考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 国のほうから届いている点検するよということとは、いつまでに検査しなければいけないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 大変申しわけありませんが、今の報告時期につきましては、きょう私のほうに届きましたので、まだ済みません、中身を全部精査しておりません。それで、期限につきましてはこれから内容を確認しまして対応させていただくと考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） ぜひ、点検のほうをやっていただきたいと思います。今回、天井のほう、船迫小学校の1件が天井のほう、やられたということでありましたけれども、今回地震があつて、避難所、船岡小学校もちょうどその日の夕方、私も小学校に行きましたら20名近くの人たちが避難所、学校に来ておりました。それでも電気がついていなくてあかなかつたということで、町のほうに聞いたら、体育館のほうの天井ではないけれども、ほかが壊れていて入れなかつたとか、今回新しい船岡中学校体育館も破損でそこも避難所にはなっていなかつたということで、そっちにも何名か周りの方が数十名いらっしゃいました。そういう意味でも耐震化があれじゃなくて、非構造部のほうが今後重要になってくると思いますので、ぜひそちらのほうに町としてもしっかり取り組んで、子供たちの安心にさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、ガラスの飛散防止についてお聞きします。先ほど、船迫小学校で1つの学校で取り扱っているということでしたが、これはどういうあれで取り扱いするようになったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 船迫小学校の例で申し上げますと、船迫小学校で校舎内のガラスが一部破損したところがございます、その部分につきまして先ほど答弁にもありましたように、強度の強いガラスを入れておりますけれども、その壊れたところの部分に飛散防止のシートを購入しまして学校のほうで張っての対応をしたという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今後は、ほかの学校でも壊れたガラスのところはガラスの飛散防止フィルムを取りつけするのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ガラスの強度は一般家庭等のガラスよりも5ミリから7ミリという厚い、または鉄線が入っている強化ガラスというものを使用しているんですけれども、全ての校舎のガラスにつけられるようになれば一番よろしいんですが、やはり今回の大震災での破損した部分を優先的に場所の検討をさせていただきまして、飛散防止フィルムの張りつけにつきましても検討させていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 学校のガラス飛散防止というのは、防止だけではなくて冷暖房の効果も省エネ部材のあれでも現在注目されております。夏場はマイナス5℃前後の外気温の差があり、逆に冬場はプラス5℃前後の外気の差も得られるという冷暖房効果で、また省エネ部材としても注目されているようになっております。それで、今回国ではこちらの非構造のほうの補助としてこのガラスの飛散防止も補助にはなっておりますけれども、これはご存じでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 文科省のほうからの通知でありまして、その中に非構造部材の耐震対策にかかわる財政支援制度という周知の通知が来ておりますので、そういう中では該当するものがあるなどは捉えておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） ぜひこの補助を使つての飛散防止、せめて避難所となっている体育館、

そういうのに取りつける考えはないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 学校施設の公立学校施設についての財政支援となつてございましたので、今後それも活用できた中で施設の対応をしてみたいと、検討してまいります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 先ほどお話がありました学校のガラスは7ミリぐらい、普通のよりも厚くなっているといいますが、やはり今は集中豪雨とかそういう強いものがあるからいつ割れるかわかりません。そういう意味でも、今は唯一の対策としてガラスの飛散防止フィルムを張るといことが結構注目されております。これの値段というのは大体幾らぐらいすると思ひでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今、手元にある資料で申し上げますと、船迫小学校で購入したフィルム代といたしましては58平方メートル分になるんですけれども、これは大小サイズがありまして、大きいサイズ、中くらい、小さいサイズというのがありますが、総トータルとしては58平方メートルほど購入しているということになっておりまして、これが11万1,790円ということですので、平方メートル、まだ単価を出しておりませんが、そういうふうに捉えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） そうすると、国のほうからの補助というのは大体幾らぐらい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 先ほどお答えしました財政支援制度の通知の中では算定割合ということで示されているのが3分の1となつてございます。ただ、それ以外の詳細についての制度設計についての情報がまだございませんので、これから確認をして調査していきたいと思ひしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今の、ほかの補助としてもその他の交付金制度、国土交通省関係のほうからも飛散関係のほうの補助、避難所として出ていると思ひますので、そちらのほうも調べていただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

そして、ぜひやはり子供たちの避難所としては1日、半日以上は学校にいる子供たちの安全

面からもぜひ必要だと思っておりますので、どうか前向きに捉えてやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、槻木72号線のほうに入らせていただきます。こちらのほうで、まず橋のほうを最初に今年度に補強するという、もう一度、済みません、詳しく教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 今年度、地盤が悪くて周辺の道路が下がったということで、今復興板をかけて通ってもらっているという状況で、高さはある程度、ピアが3本右岸、左岸、立っていますので、橋台といいますか、受けをもうちょっと下げて、今の床版をそのまま上に乗せて高さをもう少し低くするという考えで今考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） そうすると今の車が通ると前のほうが、橋から向こうが全然見えなくなっているんです。だから、あそこで1回とまってからすると、急に車があってびっくりするとか、そういうお話も聞いておりますので、それをもう少し低くするという、橋をもう少し低くするという、いいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） あそこの橋は昔の橋でかなり幅が狭くて前後が補助整備で用地を確保しているということで、あそこだけが狭くなっています。橋を下げるのと同時にやはり周辺も取りつけをしてあげないとなかなか安全確保は難しいだろうと、このように思います。周辺といいますか、ある程度の取りつけまで盛り土をしてという形で今考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） そうすると、橋の近辺からずっと冠水、雨が降ると冠水しますけれども、そちらのほうはどう考えているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） サニータウンのほうからは、橋まではたしか舗装がされていて、大雨が降るから冠水するのと同時に、交通量といいますか、車がかなり利用するんですね。経年の輪荷重といいますか、そういう車の交通で沈下しているということも雨が降るたびの冠水の要因になっているだろうと、こう思います。ですから、サニータウン公園があって、ちょっと下がって冠水しているということですので、冠水しない高さにある程度かさ上げをして橋にタッチさせるという考えで、平成24年度実施をしたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） そして、先ほど町長の答弁で平成24年度以降、それが終わった後に3年であそこ全部直すというふうに受け取ったんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） あそこの道路は、議員さんも産業復旧の状況がありますけれども、まさしく旧県道、館前ですね。あれについては災害で直しました。そして、台についても直して、舗装が終わって路肩盛り土が少し残っているくらい。それから、館前から中ノ内に行く道路ですね。あそこもたしか災害で全て舗装されているかと。ちょうど3本のうち真ん中が、池の後ろに通る道路が圃場整備関係で用地が残っているという状況ですけれども、この道路は実は船迫14号線も同じようにサーチャージあるいは地盤改良でコンパクションもしくはドレンをやった区間であります。当然、最終的に完成断面あるいはきちっとした工法をするとかなりの事業費がかかって、それまで待っているということになりますとやはり通勤通学あるいは車の交通に支障を来すということで、ある程度暫定、最終的には今の高さから田面から大体1メートルぐらいは計画高になっているんですけれども、一気に1メートル盛りますと、当然地盤が悪いものですから田面等に引きずり込みの沈下が生じますので、50センチから1次盛り土サーチャージという形で何とか通行してもらいたいなという考え方で、先ほど町長が3カ年でということになりますと大体200メートルぐらですかね、毎年、250メートルぐらですか。そういう形で整備をしていきたいと、こう思います。

きのう、おとといの一般質問の中で各河川のしゅんせつということで、高橋たい子議員さんのほうから質問がありました。捨て場がなくてということで、区長さん等をお願いしているという話もしましたけれども、そこに1次盛り土、サーチャージの転用土、流用土という形で今の幅をある程度、今草いっぱいになっていますので、そこにサーチャージという形で1次転用させればある程度の幅はできますけれども、きちっとした道路でないということで、まず考えていただいて、四、五年くらいある程度通ってまで維持補修をかけるという形で暫定供用みたいな形で平成24年度以降整備をしていきたいという考えであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） もし、あそこを全部整備するとなると、予算的には幾らぐらかかるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。



○都市建設課長（大久保政一君） ちょっとそこまではまだ、ボーリング調査とか沈下量がどれくらいだとかいう算出はしていませんけれども、延長が大体776メートル、800メートル近い延長があります。1メートル、地盤改良ですから、15万円から20万円かかったとしても1億五、六千万円ぐらい。プラス、橋梁が拡幅の部分がありますので、3,000万円、4,000万円ぐらいという形になりますので、なかなか今の事業ではそこまでという形にいきませんので、安全に通っていただく。多少下がったりなんなりするのは我慢してもらってという形で今後3カ年で整備をかけていきたい、このように考えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） この前、サニータウンの区長さんがちょうど町長とお会いしたときに、サニータウンとしてはここがかなり生活道路として結構通る。先ほどお話があったように散歩したり、何とかあそこをしてほしいということを前々からずっとお願いをしていたということで、勘違いをしたのかどうか、直していただくというお話を聞いたということで、ちょっと聞いていただきたいというお話が来ましたので、もう一度町長にきちんとお話をお聞きしたいと思いますが、今の道路、3年間できちんと直していただけるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 区長さん、大変申しわけないんですけども、前向きな、本当に前向きな方なので、もう来年度からすぐにでも舗装に入ると勘違いなされたんでないかなと思っております。ことはさっき言ったように、橋のところを調整して北側のほうは下がっているんですからそこに土盛りをして転圧していきたいと。そしてもう、懸案事項で着手しましたので、あとは3年間かけてきちっと舗装すると。ただ、さっき言ったように、前々の舗装道路と新たに圃場整備受けた後にちょっと下がりもありますので、そういうことも落ちつきを見ながら3年以内に完成する。できれば前倒しでやるということも町長は政治家なので言っていないかわかりませんが、とにかく3年以内には必ずやるということです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今のことをしっかり伝えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） これにて、8番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、2番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔2番 佐々木裕子君 登壇〕

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子です。大綱2問、質問させていただきます。

### 遊休農地等の利用で農業地の活性化を。

町は、第2次柴田町環境基本計画を策定、基本方針として環境に配慮した安全で快適なまちづくり、豊かな自然と文化を大切にしたまちづくり、環境保全と創造への参加と協力の人づくりを掲げ、それぞれに基本目標を定め、実現に向けた行動を示しています。豊かな自然と文化を大切にしたまちづくりでは、基本目標を身近な自然の保全と創造、自然との触れ合いの増進とし、人と身近な生物との触れ合いや自然を学べる機会をふやし、魅力あふれる景観づくりを目指し、環境保全と創造への意識の向上を努めるとしました。

施策方針として、自然を享受できる場の整備、自然体験学習の拡充等が上げられ、実現に向けた行動では緑化推進や遊休農地解消のほか、自然環境に配慮した事業活動の推進、市民農園の利用や林業、農業体験への積極的参加など多くの項目が上げられています。そこで伺います。

1) この中で魅力あふれる景観づくりや、自然を享受できる場の整備とありますが、どのようなことを想定したものなのか伺います。

2) 林業、農業体験への積極的参加とありますが、今後どのような体験事業を考えているのか伺いいたします。

3) 遊休農地の利用については、これまでヘアリーベッジの作付などを行っていますが、農業地の活性化を図る上でも多くの町民が参加できるような有効利用についてお考えはありますか。

### 大綱2問目。今年度の税収状況等について。

昨年の東日本大震災は、未曾有の大災害をもたらしました。柴田町においてもライフラインの機能が停止、沿岸地域に比べれば被害は少なかったものの、個人的に見れば大小はありましたが、被害を受けたことには変わりはなく、生活や仕事等に大きな支障を与えました。

町の税収も昨年は影響があったものと考えていますが、震災から1年5カ月が過ぎ、最近の経済状況を見れば幾分回復の兆しが見えてきたように思います。そこで、今年度の柴田町の税収状況はどのようなものか伺いいたします。以上、答弁願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、大綱2点ございました。

まず1点目、遊休農地等の利用で農業地の活性化をということでございます。

第1問目、魅力あふれる景観づくりや自然を享受できる場の整備とあるが、どのようなこと

を想定したのかということでございます。便利さや効率性、手軽さを優先した社会によって画一的な町並み、わい雑な看板に埋め尽くされたまちづくりを反省し、地域の自然景観や生物の多様性、個性ある伝統文化を生かした魅力的な景観づくりや、歩いて楽しいまちづくりを目指していこうとするものです。

私の考えとしては、町全体が緑に包まれた、緑の中に町があり、全国的にも誇れる美しい景観や空間に人が集まってくるような、そんなことを想定いたしております。具体的には、1つに船岡城址公園を花見山、これは福島県にあるんですが、福島県の花見山のように四季折々の花木の花で観光客を魅了する空間をつくること。この船岡城址公園には、平成20年度からこれまでさまざまな花木を植栽しております。昨年までに1,455本の植栽を行いました。今年度は、1,201本の花木を植えることにしております。そのほかにも花がいっぱいあります。花木は合計2,656本、実は植えることになっております。そのうち、桜の木は201本植えております。大分老朽化が進んでおりますので、代替の桜を201本植えております。これは町民と一緒に汗をかいて植えているということでございます。

それから、さくら連絡橋は町のシンボリック景観である白石川、一目千本桜と船岡城址公園を結びつけることによりまして柴田町のシンボリックな景観をつくり出し、新たな名所をつくり出し、全国に柴田町のすばらしい景観をアピールすることを想定しております。

2つに、街なかを花回廊の整備や公園、オープンガーデンの整備、そしてブロック塀の生け垣化などによって歩いて楽しい街路の整備を図ることを想定しております。

3つに、農村地域における道路や農道沿いへの植栽による花巡りロードの整備などを考えております。これは入間田地区の皆さんがすいせんロードとして、それから、富沢の方々がヒマワリを植えると、その活動が展開しております。

次に、自然を享受できる場の整備においては、1つに自然と触れ合いながら交流を深められる公園やガーデンの整備であります。今社会資本整備総合交付金で、4,500万円発注をしておりますが、新栄4号公園ですね。今工事にかかろうとしております。それから、舘山の山頂にはコミュニティガーデン、これもガーデニングの生徒さん、ボランティアで植えております。皆さん、汗をかいて植栽をしております。

2つに、農山村の生活文化や暮らしを支えた雑木林や里山を体験するための体験イベントや、トレッキングコースの整備を進めております。柴田町には、農村を中心に6コース整備をさせていただいて、人がトレッキングをするようになっております。

3つに、農ある暮らしが体験できる、体験学習ができるグリーンツーリズムの推進というこ

とで、これは観光物産協会と連携しまして、今新たな企画を練っているところであります。

4つに、生物の多様性に触れられる河川や小川などへの親水公園の整備などをイメージしております。これにつきましても、社会資本整備総合交付金を使いまして、白石川の高水敷に今年度計画を立ててまいりたいと思っております。

今後、さらにこれまで見なれた自然景観、都市景観、農村景観に潜在する魅力を再発見し、新たな知恵や技術で磨きをかけることによりまして付加価値を高め、癒やしや豊かな心を育む環境や景観、空間をつくり出してまいりたいと考えております。

2点目。林業、農業体験の積極的参加、今後どのような体験事業を考えているかということです。林業体験につきましては、船迫小学校に緑の少年団を結成していただき、宮城県緑の少年団大会へ参加しての植樹、町で行っている千人植栽に参加をいただいております。また、町内の林業者が、林業教室、森林体験学習を開催しており、町内の子供たちも参加し、森林や里山のよさを学んでおります。町事業として出前講座「森林（もり）の話」を設けており、これまで小学校や仙台大学、社会福祉協議会等で開催しておりますが、今後子供たちの森林体験学習に力を入れ、間伐体験教室などの事業に取り組んでまいります。

また、ことしの秋には仙南中央森林組合や林業者と連携し、観光物産交流館を会場に、木工フェアや木工教室を開催いたします。

農業体験については、小学校学習田事業として四つの小学校で田植え・稲刈り・脱穀作業の体験を行い、2つの小学校でバケツを使った水稻栽培を行っています。観光物産協会と連携し、太陽の村でそば打ち体験、タケノコ掘り体験、餅つき体験、野菜づくりを実施していますが、12集落でスタートした農地・水保全管理支払交付金事業と連携して、農作業体験や雑っ魚とり、ホテル鑑賞会など体験する機会をふやしてまいります。

3点目、遊休農地の利用でございます。

平成22年度、23年度と農業委員にモデル的に遊休水田2ヘクタールに雑草が生えにくく花が咲き景観にもよいヘアリーベッジの作付を行っていただきました。その成果として、昨年6月に富沢集落営農を考える会が富沢11号線沿いに70アールのヒマワリを栽培いたしました。今年度は富沢、上川名両地区で約4ヘクタールの遊休地にヒマワリを播種し、集落ぐるみで農村集落の景観形成を図りました。雨が多かったこともあり、1面がヒマワリ畑という景観にはならなかったようですが、8月には見事な黄色のヒマワリ畑となり、通りかかった人たちが写真を撮ったりして楽しんでおりました。花のまち“しばた”の新しい景観になるのではと期待しております。

本来、水田や畑の遊休地は作物を生産して農業所得の向上につなげる政策を進めなければなりません。当町では基盤整備が進んでいない現状や担い手農家の不足により水田への大豆、大麦等の作付や畑作振興が難しいのが実情でありますので、農地・水保全管理支払交付金事業や「人・農地プラン」と連携しながら遊休地解消のために、景観形成や市民農園の拡大等に取り組んでまいります。

大綱2点目。柴田町の税収状況はということでございます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、あらゆる分野に未曾有の被害を及ぼしましたが、国内外のさまざまな震災復興策が展開されたこともあり、社会情勢は引き続き厳しい状況ではあります。昨年度の調定額は前年度に比べ増額になりました。ふえたということです。収納率につきましても引き続き状況不安の影響を受けて低下傾向が危惧されましたが、職員の徴収努力等によりほとんどの税目で前年度の収納率を達成することができ、全体では前年度から1.1%の上昇となり、現年度分で98.17%、滞納繰越分では18.05%、全体では92.37%の収納率を上げることができました。県全体の平均が91.49%でありますから、柴田町は県全体の平均より上回って収納率を上げた。要するに、税金を多く預かったということになります。

今年度の税収の見込みであります。既に納税通知書が発送されております個人の町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税につきましては、平成24年度予算額をほぼ見込める状況で前年度とほぼ同一の収納率となっております。今後さらに収納率の維持に努めてまいります。

法人町民税につきましては、法人企業等の申告納付により税額が確定する税目であることから、年度末まで申告納付の推移を見守る状況となります。法人町民税は現在の国内の経済状況の影響を即座に受ける状況下であり、今後補正予算等の措置を講じなければならない状況も想定されることとなります。今後、全税目を通じて予算額を確保できるよう、全般的な収納率向上に向け努力をしてまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか、許します。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、1番目の魅力ある景観づくりなんですけれども、今いろいろ答弁いただきまして、その中で田や畑、河川敷、山ののり面等も利用して、柴田町のアピールを行うことを考えたこと、ありますか。その辺、ちょっと伺いたいします。そちらのほうも。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 佐々木議員も地元横町なので、あの山の状況は詳しくご存じだと思っております。実は、あそこは戦後は食料増産で畑をつくっていたところでございます。それが長年手を入れなくて、昭和45年に観音様をつくって大分山の形を人工的に変えてしまったところなんです、それ以後、実は山は荒れ放題になっておりました。今回、斜面を草刈りをしたんですが、そのときに段々畑ができておりました。そこに実は植栽をして、通行、道路を通る方々から全体が実は花で覆われるようなことを考えまして、キバナコスモスという花を全面に植えたところでございます。あそこには看板を使って何かアピールするというのはふさわしくない、私としては春から秋にかけては花、冬は御存じのように、昨年一昨年からイルミネーションを飾っておりますので、そういう形で山全体を、通行する方々に柴田町の魅力を伝えていきたい、そういう考えでおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 例えば、村田インターを出ますと、皆さんもご存じだと思うんですけども、富士通という社名が入っていますね。あそこはすごい、私も通るたびについ目が行ってしまいます。あれはそれほどインパクトが大きいということになります。そう思うんです。

それで、このたび質問の中でたびたび出たんですけれども、樅の木は残った展望デッキの下の、前までは石切り場であったために今回の大雨により地層に水を含み深層崩壊ということが起き、山が滑り落ちたわけなんですけれども、これは日本全国各地で随分起きているみたいです。災い転じて福となるという言葉がありますけれども、こういうふうになったものを逆に利用して、あの面をもっと柴田をアピールするようなことを考えてみてはいかがかなと思ったんですけれども、ちょうどあの場所はバイパスからもすごくよく見える場所になっているので、いかがなものかなと思ひまして質問させていただきました。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） お答えしたいと思います。

実は、深層崩壊というお言葉を頂戴しましたけれども、実は私どもそれほど深くなくて表面を滑り落ちたということで、そんな大事には至っていないということをまず一言お話し申し上げて、実は今、災害復旧でそのまま放置をしますと2次、3次的にその他の施設に影響が出る可能性があるということで、きのうまでもお話ししていましたが、今回は災害復旧ということでまず原形を取り戻すということで、のり砕工を講じて安全確保するというのを今第一に考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） きのうの回答の中で、吹きつけを行うということがありました。その吹きつけする際に、色という、色は限られた色しかないのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。市街地整備対策監。

○市街地整備対策監（加藤秀典君） きのうから申し上げております吹きつけというのは、色を吹くのではなくて、コンクリートのり枠で間に厚層基材ということで、吹き込んだものから植生が出てくる。植物が出てくるということで、出てくるものについてはこれから十分検討していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そうですね。草を生えて滑らないように、崩れないようにするという事はわかっていたんですけども、もし色が何色か使えるのであれば、そこに文字なり絵なりちょっと描けるのかなと思いましたが伺ってみました。

それでは、2番も3番も一緒になるような感じなので、私のほうからこんなことを考えてみてはいかがかなということで、長くなるかもしれませんがご紹介いたします。

今、全国でアートイベントで村やまちおこしを行っているところが、自治体がふえております。住民と一緒に作品づくりや運営、そしてその中で交流が生まれ影響を与え合って、地域の活性化にも一役買っているものがございます。皆様も今回、新聞等にも出ましたので、ごらんになったと思いますけれども、青森で行っております、こういう田んぼアートというものがございます。見てまいりました。物すごいすばらしいできぐあいで、本当に表情も豊かでここまでまねするには何年もかかると思うんですけども、時間もかかると思いますが、簡単なものから、2色とか3色、稲を使いましてちょっと田んぼにアートを描いたらいろんな方が見て回っていただけるのではないかなと思ひまして、ご紹介をしたいなと思ひて持っ  
てまいりました。

今回は、復興震災ということで、悲母観音と不動明王が描かれておりました。そして、昨年までは1カ所だけだったんですけども、余りの観光客の多さにもう1カ所改めてこういう田んぼアート2つ目ができたんですね。弥生の里というところに今回は竜神の船に七福神が乗っている姿でしたが、この七福神なんですけれども、これは職員の方が50名で1日半で作り上げたそうです。職員の方だけにやってくださいとは言いません。町民の方も参加していただいて、それでまちおこしになればと思ひましてこういうものを考えてみてはいただけ

ないかと思ひまして質問させていただきましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 青森のアートですね。新聞等なり雑誌では見ているんですが、本当にすばらしいと思います。ただ、柴田町、湿田地帯ということと、青森のように観光客が来ればリンゴとか特産品がいっぱいあって、観光客にお金を落としてもらおうというのが非常に備わっています。柴田町は残念ながら例えば槻木の山間部でそういうものをやっていっぱい見に来てくれるとは思うんですけれども、金を落としてもらうすべがないということで、城址公園も同じなんですけれども、よそのほうから観光客がいっぱい来ても金を落としてもらおうということもあわせて考えないと、アートだけをやってきた人だけ喜んで帰ってもらおうというのはなかなか難しいのかなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、今回ヒマワリで谷間にアートではないんですけども、文字から入ろうということで、心一つという文字をヒマワリでつくらせていただきました。ところが、咲いた途端に台風で全部やられてしまったということでございました。それで、展望デッキの向かいに、実はヒマワリ、大分咲きました。北船岡のほうに。ところが、予想に反してヒマワリは南を向くと思ったら東を向いてしまいまして展望デッキから見えなかった。咲いたのは咲いたんですが。ですから、白石川の左岸にちょうど土木で木を切っていただきました。あそこにまずは文字から入れないかという計画はございます。ですから、展望デッキに、夏場人が来ないときに展望デッキから見てちょうど正面に植物、花木で文字を描く、そこからスタートできないか、今検討しているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そうですね。今、すべがないというご意見でしたけれども、すべがないのではなく、どうにかして人を呼ぶ工夫とかそういうものを考えるのが本当ではないかなと思うんですけれども、アートだけを考えるのではなく、今のいじめ問題とかそれこそ自殺とか児童虐待、DVとか、いろいろ心がすさんでいる時代です。そういうものを大勢の方と一緒に1つのものを共同でつくり上げる。そういうことで精神的にというんですかね、何か1つのきっかけづくりになればいいのではないかと、そういう考えもあるんですけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁をお願いします。

○農政課長（加藤嘉昭君） そういう意味では非常に何か地域おこしで子供からお年寄りまでか



かわって何かをやるというのは非常によいことだと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） では、今後何かお考えいただけますでしょうか。（「検討しますでしょう」の声あり）

○議長（我妻弘国君） どうぞ。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農村関係では先ほど町長が答弁で申しあげましたように、各保全隊、12集落あるんですけれども、花だけに限っては12集落でいろんな花を植えて以前よりは、大分農村部の道路脇とか空き地とかでかなりきれいに、まだ規模は小さいんですけれども、なっております。それは子供会、育成会なり、老人クラブまで一緒になって各地区で植えている。まだ、青森のアートのような形にはなっておりませんが、各地区とも三、四年、続ければまずは道路、空き地をやって、それを三、四年続ければじゃあ各家庭の庭先からということで、各集落とも自分の庭から道路まで花いっぱいなり、そういうことが広がっていけばある意味で各集落単位を歩いてみて、みんなきれいだから歩いてみっぺとなるんじゃないかということは期待しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そのときに、集落だけではなくて町、町民、町民だけでなく他方から来ていただいて一緒に行くということはお考えでしょうか。その辺はまだその地域の方たちがやっていることなので、地域の方たちにやっていただくということになるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） それは先ほど町長が答弁で申しあげましたように、観光物産協会と連携しまして、グリーンツーリズムということで、今ブームなわけですけれども、例えば太陽の村に都会のほうから、船岡の学校でもいいんですけれども、宿泊をしまして次の日に農村部のほうに行きまして農作業体験なり花を植えたり、あるいはホテル鑑賞会をするというような仕掛けはこれから進めていきたいと思っております。もう一歩進めば今度は農家のほうに宿泊をしましていろんな体験なりを一緒にやるということを前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○2番（佐々木裕子君） それでは、自然と触れ合いですね。人と人との交流、地域や町の活性化に向けていろいろ考えて行動に移していただければと思います。

それでは、2問目に移ります。先ほどの答弁、お聞きしましたところ、町にとってはある程度よい状態であるのかなとお伺いしました。

それでは、自主財源として町税は大きな役割を示しておりますけれども、本当に財源として一番大切なものであって、今年度の町税予算額として41億3,076万円とありますが、この金額はどのようにして算出されたものなのかお伺いしたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

それぞれの税目によって算出の方法は違うわけですが、個人住民税ですと例えば前年の収入所得とか、経済情勢、給与の上がり下がり、それから失業とかいろんなものを加味してトータルに考えて算出させていただいております。それから、法人町民税につきましては法人税の中には均等割という、1社あるごとによって最低で1号法人で5万円、一番大きな法人で300万円。300万円の法人が6社ございます。ジャスコとか、イオンリテールとか日立国際電気とか、そういうところが300万円の会社があるわけですが、そういうのを順次積み重ねるような格好で予算査定をさせていただいて、あとは景気の動向によって法人は当然左右されますので、ことしはふえそうか減りそうかということで、大体柴田町の場合ですと法人税は2億円程度が最低の底なのかなと。景気に左右されても大体その程度はおさまるのかなということで、いつも1億8,000万円から2億円程度を計上させていただいているところです。

それから、固定資産税につきましては、現在あります土地建物の下落とか、新しい新・増築の建物、家屋につきましては、それから償却資産の1月1日現在の償却の申告いただいたデータをもとに、課税の計算をしまして大まかな課税の税額を算出する。

軽自動車につきましては4月1日ですので、予算査定の前にもう計上することになりますので、4月1日の課税台数を推定しまして計算をすることになります。税額が一番大きなものでも7,200円で、一番小さいものだと50ccのバイクで1,000円ということで、そんなに額の大きくないものですから、ぶれずに計算することができます。

それから、都市計画税につきましては、固定資産税と同じ計算をさせていただいております。

たばこ税につきましては、去年もお話ししましたが、震災後去年、おとし10月にたばこ税の値上げ、1.4倍の税額の値上げがありましたけれども、震災でその消費動向がもとに戻っておりまして、月額にしますと2,000万円程度毎月順調に入っておりますので、年間で2

億4,000万円程度ということで予算の計上をさせていただいている。

それぞれ税額ごとの算出方法なり性格が違いますので、1個1個おのおの個別に計算をさせていただいて予算の計上をさせていただいているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それではその町税ですけれども、町民にとっては支払う義務があります。そしてまた、公平であるべきものですが、中には支払うことができない方もおりますよね。そういう困窮者に対しては、町が助けてあげることも大切だとは思いますが、支払える状況にありながら支払わない方というのが出てきますよね。そういう方の把握とか対応というのはどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（伊藤良昭君） お答えします。

そういう状況の方については、まず最初に納税相談をとりあえず前提としまして、その納税相談にも応じてもらえないと、当然うんともすんともないという方につきましては私どもで調査しまして、預金調査並びに給与等の調査をしまして、それに対する差し押さえの対象者としての該当として私のほうで町として対応するか、滞納整理組合のほうに移管するかという処置をさせてもらっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） その中でも物すごく悪質という方もいらっしゃると思うんですけれども、その方に対しては職員の方が対応されているのか、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（伊藤良昭君） 町といいますか、専門職員が1名おりまして、その者が対応しながら、滞納整理組合との相談しながらそれについて対処するというところで納税に当たっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今、金額的にはどれぐらいになっておりますか。滞納の。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（伊藤良昭君） 今年度の滞納分につきましては、例えば町民税であれば2億円。固定であれば1億3,000万円。軽自動車で400万円。国保で3億8,000万円。合計7億4,000万円という計上になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 金額的に出ましたが、金額的には結構多いなと思いましたが、これは職員みずから出向いて徴収するということはあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（伊藤良昭君） 徴収は当然私のほうでやっております、その方につきましては、私のほうで訪問徴収するとか、とりあえず前段お話ししたとおりに差し押さえする対応をさせてもらっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、申告する際ですけれども、町ではなく直接税務署で行う方もいらっしゃるよ。その際に、滞納している方がそういうところで行った場合にはどのようにになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

申告、町のほうです。所得確定申告をされた際に、還付が発生したような場合は、町でその方に相談を申し上げてその場で差し押さえをさせていただいて、本来本人に戻るべき所得税の還付金を町のほうに入れさせていただいております。税務署でやられた場合には、その後数日たってから町のほうに申告のデータが来ますので、ちょっとタイムラグ、時間の関係で差し押さえできなくなりますので、入ったところに見計らってご本人に連絡をして納税にご協力いただくようなことも、通知を差し上げることもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） これから、悪質な滞納者、今何件ぐらい、何件ぐらいと言ったらいいな。この滞納者に対して町はこれからどうしていくか。また、税収を確保するために、税率を上げるために、町としてはどのようにしていくか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 税収納対策監。

○税収納対策監（伊藤良昭君） 教えてもらいたい部分もあるんですが。済みません。

とりあえず、納税義務者につきましては4,000人ぐらいの納税義務者がとりあえずおります。これがすべからず議員おっしゃるとおり悪質とは言いがたいんですが、当然その方につきましては前段お話ししたとおりにきめ細かな納税相談をまず前提としまして来庁してもらう。要するに私のところまでお話を前提として相談に来ていただいて、逐次内容等把握したいというのが前提です。議員おっしゃるとおり、それについてもどうしても応じられないと

いう方につきましては、やはり法的措置を講じて対応したいと、厳しくしてまいりたいと思っております。現在でもそういう形にしておりまして、逐一実績にもあるんですが、差し押さえ関係のほうにも例年控除しておりまして、その点については実績を重ねながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今年度になってからの滞納の税込確保できた金額というのはかなり大きいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（伊藤良昭君） 済みません。本年度といえますか、7月時点のデータしかありませんが、今現在であれば過年度が2,860万円の過年度中の額となっております。調定的には3億5,000万円、町税のほうです。なので、収納率的には5.21%という形になってきています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 5.21%というかなり大きい税込確保になったと思いますね。税込確保に向けては職員の方もいろいろ精神的にも大変つらい部分があることも、精神的な面でつらい面にぶつかることもあると思うんですが、その辺は皆様どのように対応なさっているのかな。ちょっとお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 先日も、例えば差し押さえした方から電話がありまして、担当が30分近くしゃべった後に私が1時間超えるぐらい、その対応されて差し押さえした方とお話ししました。やっと、最終的には理解いただくんですけども、それまでに何で差し押さえされるんだということを理解していただく。私もしゃべっているうちにストレスは感じるんですけども、何度同じことしゃべってもなかなか差し押さえされたというイメージだけが本人についてまわって、なかなかあれで職員もそういうストレスを感じながらやっているんだと思いますけれども、時々飲み会やったりとかガス抜きしながら、あと、冗談、私駄じゃれ好きなものですから、そういうことを言いながらその職員の健康も管理しながらやっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そういうふうにして、たまにはそういう息抜きも必要だと思います。税務課の方だけではなく。これは全員が各部署における職員の方々に言えることとは

思います。本当に、日々努力されて町税確保に向けて毎日行っていることは大変よくわかりました。皆様の健康も気をつけまして、これからますます税収確保に向けて頑張ってくださいありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて、2番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

先ほど、一般質問を終わりました森淑子さんへの町長答弁でまちづくり政策課から訂正したい旨申し出がありましたので、これを許したいと思います。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、午前中に答弁した内容について訂正をさせていただきますと思いました。

本年度、西住小学校区内において新設38灯、蛍光灯交換117灯、合計154のLED化というようなどころで答弁を申し上げました。計算誤りで、蛍光灯交換実際は116灯の誤りで1基交換数が多く報告答弁をさせていただきました。申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時15分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年9月5日

議 長

署名議員 番

署名議員 番